

令和2（2020）年版

第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

年次報告書

令和2（2020）年 10 月

三 重 県

令和2（2020）年版
第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告書

目 次

	ページ数
I 年次報告書の考え方	1
1 年次報告書について	
2 施策の体系と推進の考え方	
II 令和元（2019）年度をふりかえって	3
1 数値目標の達成状況について	
2 人権をめぐる国際社会と国内の状況	
<施策分野別>	
● 施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	14
● 施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	18
人権施策 202 人権教育の推進	29
● 施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	35
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	42
● 施策分野4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	46
人権施策 402 子ども	52
人権施策 403 女性	58
人権施策 404 障がい者	64
人権施策 405 高齢者	71
人権施策 406 外国人	76
人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	81
人権施策 408 犯罪被害者等	84
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	88
人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）	92
III 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム	96

I 年次報告書の考え方

1 年次報告書について

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、第三次行動プラン）は、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9（1997）年10月施行）に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」（平成27（2015）年12月改定）をさまざまな主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第三次行動プランに基づく取組状況を「年次報告書」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告書は、令和元（2019）年度を取組状況について取りまとめました。

なお、第三次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

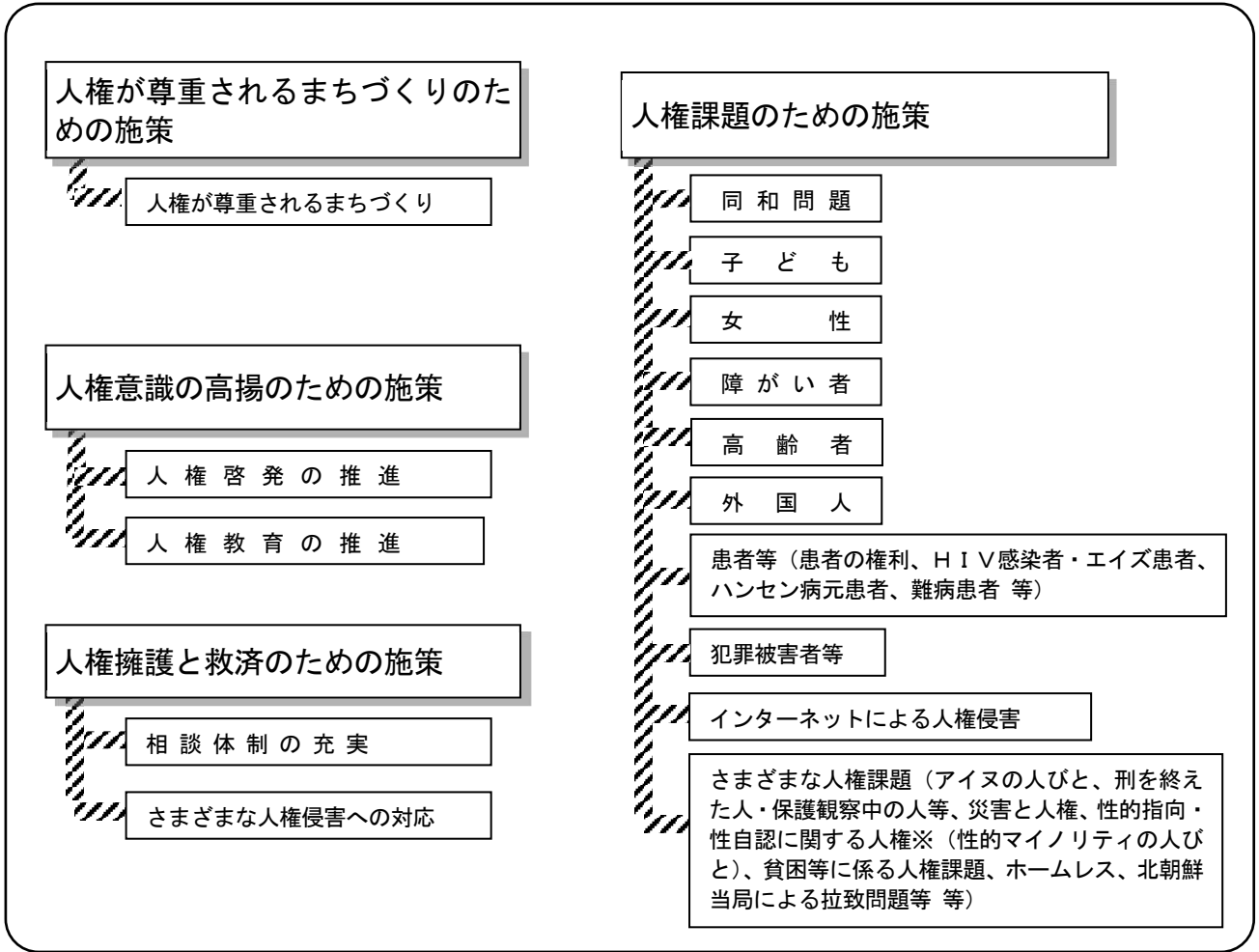
施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

【「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」施策体系図】



※社会状況等の変化に伴い、基本方針のさまざまな人権課題の「性的マイノリティの人びと」については、「性的指向・性自認に関する人権」と表現しています。

Ⅱ 令和元（2019）年度をふりかえって

1 数値目標の達成状況について

第三次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		平成 30 年度 上：目標値 下：実績値	令和元年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合（※1）	41.5%	42.5%	0.91
		39.5%	38.6%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数（※2）	35 団体	35 団体	1.00
		36 団体	35 団体	
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度（※3）	100%	100%	0.96
		97.1%	96.0%	
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合（※4）	96.6%	100%	1.00
		98.1%	100%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度（※5）	99.0%	100%	0.97
		98.9%	97.3%	

【数値目標の説明】

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数
- ※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合
- ※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

2 人権をめぐる国際社会と国内の状況

【国際社会の状況】

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。

国際社会においては、国連を中心に人権への取組が進められています。

平成 30（2018）年 8 月 30 日、人種差別撤廃委員会は、日本の人種差別撤廃条約の実施状況に関する総括所見（最終見解）を公表しました。この所見では、平成 28（2016）年の「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」、翌年の「技能実習法」などの立法措置を評価しつつも、多くの課題についての懸念と勧告を述べています。

平成 30（2018）年 12 月 17 日、第 73 回国連総会本会議において、我が国及び EU が共同提出した北朝鮮人権状況決議がコンセンサス採択されました。この決議は、前年の国連総会決議を基に、北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国を可能な限り早期に実現することを期待するなどの内容となっています。

新型コロナウイルス感染症が深刻な世界規模の課題となる中、人権高等弁務官事務所は、新型コロナウイルス感染症と人権に関する特設ページをインターネット上に開設しており、ウイルスへの闘いにおいては、さまざまな領域の人権を尊重することを基本に据え、国際的な協力や連帯を呼びかけています。

【国内の状況】

〈人権が尊重されるまちづくり〉

国連は、平成 6（1994）年の「『人権教育のための国連 10 年』行動計画」等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されてきました。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために、「誰一人として取り残さない」ことを誓ったものです。SDGs は普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組まれています。

また、企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組としては、平成 22（2010）年に発行された ISO 26000 を受け、人権への配慮を中心に、社会的責任の具体化が求められている状況にあります。加えて、平成 28（2016）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、

ヘイトスピーチ解消法という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法という。）」の施行を受け、人権啓発や人権相談等の取組が求められています。

高齢化や人口減少が進む中、社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現に向けて、国ではさまざまな改革が進められています。

〈人権意識の高揚～人権啓発・人権教育の推進〉

国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の1週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

国連は、「人権教育のための世界プログラム」を平成16（2004）年の総会で決議し、5年ごとに重点領域を定め、取り組んできました。第1段階（2005～2009年）は初等・中等教育、第2段階（2010～2014年）は高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修、第3段階（2015～2019年）は第1段階と第2段階の領域に、メディア専門職とジャーナリストへの研修が加えられました。

令和元（2019）年9月の国連人権理事会では、第4段階の行動計画（2020～2024年）を採択しました。そこでは、これまでの段階の成果をさらに進め、若者が指導的役割を担い、持続可能な人権教育の国内戦略の開発と実施を促すとともに、排除されたり、不利な状況にある若者を優先し、若者による、若者との、若者のための人権教育を拡大することなども記載しています。

国は、平成12（2000）年に、人権啓発をはじめとする諸施策をより総合的に推進していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14（2002）年に策定し、施策を推進してきました。

平成29（2017）年12月からは、法務省の人権擁護機関等の活動の周知のため、公式Facebookページでも人権擁護局の施策や取組、イベント等に関する情報提供を始めています。

文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、平成16（2004）年から平成20（2009）年にかけて、3次にわたる取りまとめを公表しました。また、平成21（2009）年と平成25（2013）年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、平成23（2011）年から平成27（2015）年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育に関する特色ある実践事例や、各人権課題に関する参考資料集をウェブサイトで紹介しています。

〈人権擁護と救済～相談体制の充実 さまざまな人権侵害への対応〉

法務局は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を開始しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。ま

た、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」を開設し、人権相談を人権擁護委員と連携し、実施しています。

いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対応のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談としては、全国 50 の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設けており、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の 10 言語による相談に応じています。高齢者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設しています。

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

〈個別の人権課題〉

(1) 同和問題

平成 28 (2016) 年 12 月に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。法制定の背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」は、法務省に削除要請等を行っています。

法務省は、平成 30 (2018) 年 12 月に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（以下、「依命通知」）を発出し、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」と示しました。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」を取り入れている市町村があります。

令和元 (2019) 年には「部落差別解消推進法」をふまえた独自の条例を福岡県、奈良県が制定しました。また、令和 2 (2020) 年には和歌山県が「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

(2) 子ども

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った、平成 30 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の

発生件数は 72,940 件、いじめの認知件数は 543,933 件となっています。法務局が扱った人権侵犯事件においても、令和元（2019）年には、学校におけるいじめ事案が 2,944 件、教育職員による体罰に関する事案が 141 件となっています。

平成 30（2018）年度、全国 215 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 159,838 件で、過去最多となりました。また、児童虐待により年間 65 人もの子どもの命が失われました。

また、平成 30（2018）年 3 月には、東京都目黒区で度重なる虐待を受けていた 5 歳児童が死亡し、児童の両親が逮捕された事件が発生しました。令和元（2019）年 6 月には、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化等を盛り込んだ「児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法」が公布されました。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」は、令和元（2019）年 12 月 3 日から、通話を無料化しました。

新型コロナウイルスの感染拡大による学校の臨時休校による児童虐待が発生していることから、適切な支援につなげるよう、必要な対応を行うことが求められています。

（3）女性

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」をはじめとするさまざまな法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニティ・ハラスメント等）の問題も多く発生しています。

平成 30（2018）年 5 月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし、基本原則、国や地方公共団体、政党等の責務など、基本的施策を定めています。

また、内閣府は、令和元（2019）年 12 月に「政策・方針決定過程への女性の参画状況、地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況等について」を公表しました。それによると、第 4 次男女共同参画基本計画における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する 52 の目標項目で、前回公表時以降に最新値が更新された 48 目標項目のうち 44 項目で数値が改善したことが報告されています。

令和元（2019）年 6 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大するとともに、女性の活躍に関する情報公表が強化されました。また、労働施策総合推進法等も併せて改正され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

法務局が令和元（2019）年に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件は、女性に対する暴行・虐待に関して「夫の妻に対するもの」は 793 件でした。また、性差別に起因する人権侵害の専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談は、暴行・虐待 905 件、セクハラ・ストーカー除く強制・強要 783 件、セクハラ 649 件、ストーカー 365 件でした。

(4) 障がい者

国は、平成 23(2011)年に「障害者基本法」を改正するとともに、平成 24(2012)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を、平成 25(2013)年に「障害者差別解消法(平成 28(2016)年施行)」をそれぞれ成立させ、平成 26(2014)年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。

平成 25(2013)年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、平成 30(2018)年 4 月から精神障がい者を雇用することが企業等に義務付けられました。これをふまえ厚生労働省は、平成 29(2017)年 5 月、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率を、平成 30(2018)年 4 月に 2.0%から 2.2%に引き上げることを決めました。しかし、同年 8 月には、中央省庁や地方公共団体において雇用する障がい者数にかかる問題が発覚しました。

平成 29(2017)年に内閣府が行った、「人権擁護に関する世論調査」で、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた人の割合が 51.1%と最も高く、また、「障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が 49.9%、次いで「差別的な言動をされること」が 48.7%という結果となりました。

厚生労働省は、令和元(2019)年 12 月に、平成 30(2018)年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)を公表しました。それによると、養護者による障害者虐待の相談・通報は 5,331 件、障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報は 2,605 件でした。

平成 31(2019)年 4 月、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行されました。

(5) 高齢者

政府は、平成 30(2018)年 2 月に新たな高齢社会対策大綱を決定しました。大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」、「人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを柱に高齢社会対策を進めることとしています。

また、令和元(2019)年 6 月には認知症施策推進大綱を決定しました。大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。

内閣府が令和元(2019)年 12 月に実施した「認知症に関する世論調査」では、自身が認知症になったら家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと考える人が 73.5%と最も高く、また、家族が認知症になった場合では、自身のストレスや精神的負担のほか、家族以外の周りの人に迷惑をかけてしまうのではないかと

と思う人が 58.3%と高くなっており、家族との日常生活に不安を感じている人が多くなっています。

厚生労働省は令和元（2019）年 12 月に、平成 30（2018）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表しました。それによると、養介護施設従事者等による相談・通報件数は 2,187 件、養護者による相談・通報件数 32,231 件でした。

（6）外国人

令和元（2019）年末の在留外国人数は、約 293 万人で、前年末に比べ約 20 万人増加し、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しており、平成 29（2017）年度に内閣府が日本国籍を有する 20 歳以上の人を対象に実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果でも、「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた人の割合が 41.3%と最も高くなっています。

平成 28（2016）年 6 月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

平成 29（2017）年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が、また、令和元（2019）年 6 月には、日本で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。

平成 31（2019）年 4 月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」が創設されました。

令和元（2019）年 5 月に実施された「外国人の子供の就学状況等調査」では、不就学、又は不就学の可能性のある子どもは約 2 万人いることが判明しました。

（7）患者等

法務省や厚生労働省では、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々が、誤った知識や偏見等から人権が侵害されることのないよう、都道府県や関係団体等と連携し、啓発活動等を行っています。

内閣府が平成 30（2018）年 1 月に実施した「HIV 感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズに対する印象を聞いたところ、「死に至る病である」を挙げた人の割合が 52.1%と最も高く、「原因不明で治療法がない」が 33.6%で続き、「不治の特別な病だとは思っていない」は 15.7%にとどまるなど、正しい知識と理解が十分に広がっていないとみられる結果となりました。厚生労働省は、12 月 1 日の世界エイズデーに向け、公益財団法人エイズ予防財団やエイズ関連 N G O 等の関係団体と協力し、普及啓発イベントを実施しています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るための啓発事業も開催しています。

令和元（2019）年 6 月、熊本地裁は、ハンセン病元患者家族が、元患者に対す

る国の隔離政策により家族も差別を受けたとして、国に対して元患者家族への賠償を命じる判決を言い渡し、これを受けて政府は令和元（2019）年7月、この判決に対して控訴をしないという閣議決定を行いました。また、令和2（2020）年2月、熊本地裁はハンセン病を理由とする「特別法廷」は憲法が保障する「法の下での平等」に違反し、患者の人格権を侵害したとして違憲の判断をしました。

令和元（2019）年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立するとともに、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正が行われました。これにより、元患者家族を対象とした新たな補償の措置が講じられることとなり、また、元患者やその家族の境遇をふまえた人権啓発、人権教育などの普及活動等の強化が図られます。

また、「四日市公害」をはじめとする公害・環境問題と人権との関わりにおいても、その歴史的経緯や公害等の経験に学ぶ啓発等が行われています。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害については、法務省の人権擁護機関で相談を受け付けています。

（8）犯罪被害者等

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要です。

平成28（2016）年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入し、平成29（2017）年8月から運用しています。

また、警察庁では、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるため、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、広報啓発事業を実施しています。

（9）インターネットによる人権侵害

令和元（2019）年に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,910件を75件上回る1,985件でした。

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を読覧するおそれが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、平成29（2017）年6月に改正され、平成30（2018）年2月に施行されました。この法律を受け、平成30（2018）年7月に子ども・若者育成支援推進本部は、法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進や子どもの低年齢期からの保護

者・家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策を推進するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」を策定しました。

法務省は、平成31（2019）年3月に、インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理についての考え方を整理するとともに、人権侵犯性を認めるに至らない場合の取扱を定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」（平成16年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要としているとの見解を示しました。

（10）さまざまな人権課題

《アイヌの人びと》

平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。また、平成19（2007）年には、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、翌年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われました。

令和元（2019）年5月、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む多岐にわたる施策を総合的に推進し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

《刑を終えた人・保護観察中の人等》

政府は、平成28（2016）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度末までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定し、平成29（2017）年12月に閣議決定しました。罪を犯した者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

内閣府が平成30（2018）年9月に行った「再犯防止対策に関する世論調査」で、再犯防止のために、具体的にどのようなことが必要だと思うか聞いたところ、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が54.6%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が50.6%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」

が41.3%などとなりました。

《災害と人権》

内閣府では、平成29（2017）年4月に、「平成28年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方々が生活を送る場となり、不自由な生活を強いられることがあります。同報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等も整理されています。地方自治体の担当職員にとって、災害時の避難所運営の一助となり、避難所での安全で安心な生活環境が保持されることにつながることを望まれています。

平成28（2016）年の「熊本地震」、平成29（2017）年の「平成29年九州北部豪雨」を受け、平成30（2018）年8月には、「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」を作成しました。

《性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）》

平成29（2017）年、「男女雇用機会均等法」に基づく改正セクハラ指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクハラが対象となることが明記されました。また、性的指向や性自認をからかひやいじめの対象とする言動もセクハラに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知が改正されました。「いじめ防止対策推進法」に基づく基本方針が改定され、LGBTへの対応が盛り込まれました。

令和元（2019）年5月に、WHO（世界保健機関）の総会において、新たな「国際疾病分類」が採択され、性同一性障害は、これまでの「精神及び行動の障害」から新たに「性保健健康関連の病態」に位置づけられました。

令和元（2019）年に法務局が新規に救済手続を開始した差別待遇にかかる人権侵犯事件は、性的指向、性自認がそれぞれ6件でした。

《貧困等にかかる人権課題》

平成26（2014）年に施行された、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

また、同法の一部を改正する法律が令和元（2019）年9月に施行され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策や子どもの貧困解消に向けた対策であることや、児童権利条約の精神に則り推進することなどが明記されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「子供の貧困対策に関する大綱」が

平成 26 (2014) 年 8 月に閣議決定され、それに基づいた取組が進められています。同大綱についても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、記載事項の拡充等がされました。

《ホームレス》

国は、ホームレス自立支援施策として、平成 14 (2002) 年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成 15 (2003) 年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進します。平成 28 (2016) 年の調査で明らかとなったホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等をふまえ、平成 30 (2018) 年 7 月に、新たな基本方針「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

《北朝鮮当局による拉致問題等》

平成 25 (2013) 年、国は拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進しています。また、平成 29 (2017) 年 4 月には、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催したほか、同年 11 月には、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催しました。

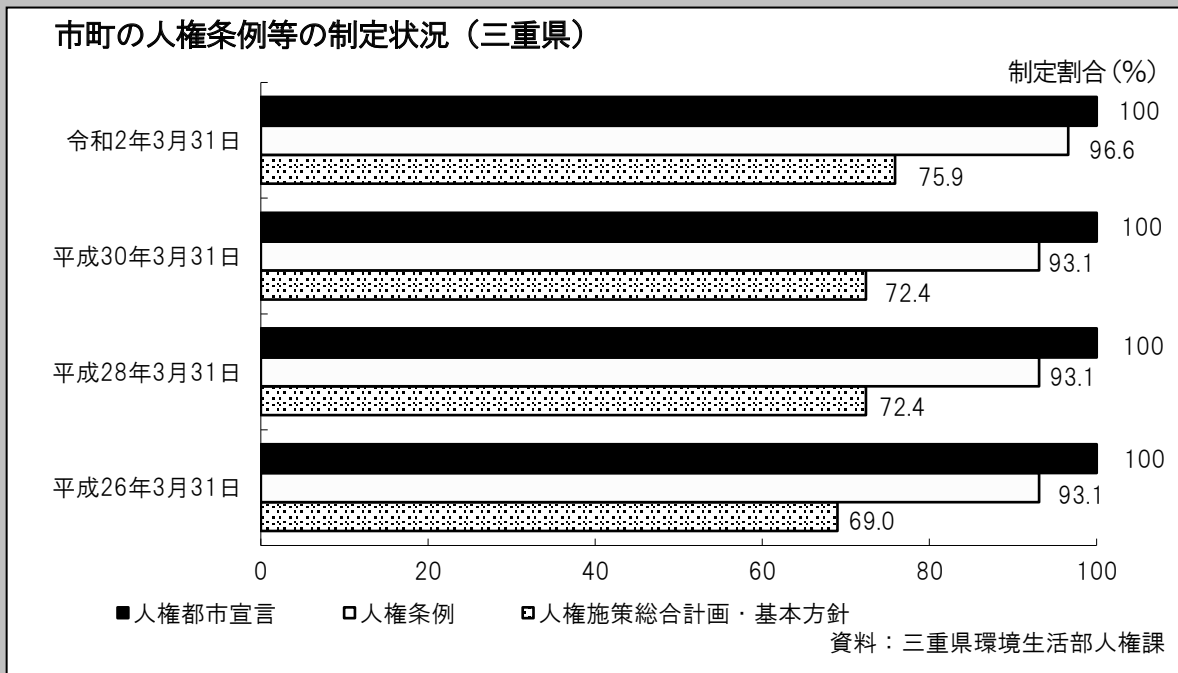
令和元 (2019) 年 12 月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、「国際シンポジウムグローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」を開催しました。

（施策分野1）人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権施策 101

人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況



データに関するコメント

令和2（2020）年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は28市町で96.6%となっています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

① 企業、住民組織・NPO等への活動支援

② 人権に関する講座を修了した人材への支援

③ 企業等社会的影響の大きい組織の組織運営、経営に人権の視点が浸透するような取組

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、35団体に講師を派遣し、団体等の活動の充実や、新たな地域での事業の活用につなげました。また、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等の拡大を図るため、学習事例集『みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり』を発行しています。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。

〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組む、県内の企業、住民組織、NPO・団体等7団体の活動状況を把握しました。調査した内容は年次報告書等に掲載し、他の団体等の取組の参考にしてもらえるようにしています。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

- ・ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成 29 (2017) 年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、高等教育機関と連携した講座やワークショップの開催などにより、ダイバーシティの考え方の浸透を図りました。〔広げようダイバーシティみえ推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実
- ② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進
- ③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進
- ④ 人権のまちづくりの人材育成を行う学びの場づくり

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する行政を推進するため、その方策の検討と各種の調査研究を行うとともに、県および市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されています。人権・同和問題に関する啓発や、人権・同和行政推進の研修に県、各市町が連携して取り組みました。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ・ 人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権啓発活動を行っている人権擁護委員連合会と「子ども(家族を含めた)をとりまく現状と相談への対応について」の情報交換を行いました。〔三重県人権擁護委員連合会との情報交換会／環境生活部人権課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域の団体等に対して、「誰も取り残さない社会」「性の多様性」「ダイバーシティ教育の現状」等の研修会開催を支援しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施する県ボランティアセンターの活動を支援しました。引き続き、県ボランティアセンターの活動への支援を通じて、ボランティア活動の推進を図っていきます。〔ボランティアセンター事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの意識づくり
- ② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり
- ③ 施設整備を担う人たちへの啓発等
- ④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり
- ⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

- ・ 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク(ヘルプマーク・ヘルプカード)を導入し、县市町の窓口で配布するとともに、ユニバーサルデザイン(UD)セミナーの開催や、県の広報媒体や民間事業者との連携などにより啓発を行いました。引き続き、すべての人々が安全で快適に生活できるようヘルプマークの普及啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 次世代を担う子どもたちを対象に、UD学校出前授業を 22 校に対して実施しました。広く県民へUDの考え方を普及するため、UDアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の

啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 障がい者や妊産婦、けが人等、歩行が困難な方の外出を支援する「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、令和元(2019)年3月末現在の利用証交付者数は86,769人(累計)、「おもいやり駐車場」の登録届出数は2,169施設、4,369区画となるなど、着実に制度が定着しつつあります。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多くみられることなどから、引き続き制度の啓発を行うなど、UDの意識づくりを進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(UD条例)に基づき、数値目標を設定し、県立学校の多機能トイレやエレベーター等の整備に取り組んでいます。2019(令和元)年度は、学校の実情に応じて階段やトイレへの手すりの設置等に取り組みました。引き続き、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けた取組を進める必要があります。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校経理・施設課〕
- ・ 県有施設におけるUDに配慮された整備を進めるため、UD条例の基準に照らして現地調査を行い、優良事例とバリアフリー化のポイントをまとめた「UD事例集」を施設管理者へ共有するとともに、県有施設のバリアフリー情報をホームページに公開しました。また、UD条例に基づく整備基準に適合する施設を増やしていくため、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知に取り組みました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、事業者、設計者のUDに対する理解、賛同を得るための啓発が必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 職員等がわかりやすい情報提供を日常的に意識してもらうように、職員研修、職員セミナー等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して啓発を行いました。引き続き、職員等への研修を通して、わかりやすい情報の提供について、啓発を行います。〔「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の活用／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、13戸の高齢者仕様改善を実施しました。住戸内の改善は入居したまま実施するため、入居者の理解を得るとともに、調整を円滑に行う必要があります。〔公営住宅ストック総合改善事業／県土整備部住宅政策課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例1) 高齢化が進む団地内で、高齢者の生活を支援する訪問サービスや介護予防をねらいとする通所サービスを行っているNPO法人があります。訪問サービスや通所サービスで人と人とのつながりが生まれています。

(事例2) 安心して過ごせる地域の居場所をめざし、毎月1回、子ども食堂を開いているNPO法人があります。他者との出会いが少なかった子どもが、子ども食堂で幅広い世代の人と出会い、人間関係を築いています。また、子育て中の人や地域の高齢者、大学生などは、自分にできることをできる範囲で楽しみながら関わっており、地域の人のつながりを生み出しています。

(事例3) 過疎化、高齢化が進む地域において、買い物支援として移動販売等を行う企業があります。

(2) 市町の取組事例

- 津市では人権尊重の地域づくりの実現をめざして、主に中学校区を単位として、さまざまな団体、個人が集い、話し合える人権ネットワークづくりを進めています。幼稚園、学校、各種団体、地域住民で組織された団体が主体となって開催する人権フェスティバルや人権教育講演会では、地域住民や児童生徒が人権課題への理解を深めたり、人権意識を見直したりする場となっています。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない、多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。

■ 今後の取組方向 (令和2(2020)年度以降の取組方向)

- 令和元(2019)年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、地域社会が「人権が尊重されている」ことを実感できるよう、さまざまな課題に向けた豊かな「人権が尊重されるまちづくり」の取組を県内各地で促進していく必要があります。
- 人権が尊重される社会を実現するため、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。また、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別、デマの拡散等の行為が発生していることから、一人ひとりを大切に、互いを思いやる社会の実現に向けた取組を進めます。
- ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につなげられるよう、ダイバーシティに関する講座等を実施します。
- 人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、活動を促進します。
- 人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等の活動状況を調査します。調査結果は、啓発資料等に活用します。
- 「第4次ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進計画(2019～2022)」に基づき、引き続き取組を進めます。特に、さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なUDの取組を進めるとともに、県有施設におけるUDに配慮された整備を進めるため、「県有施設のUD整備指針(仮称)」を作成します。
- 県営住宅の入居者の理解を得ながら、高齢者仕様に改善します。

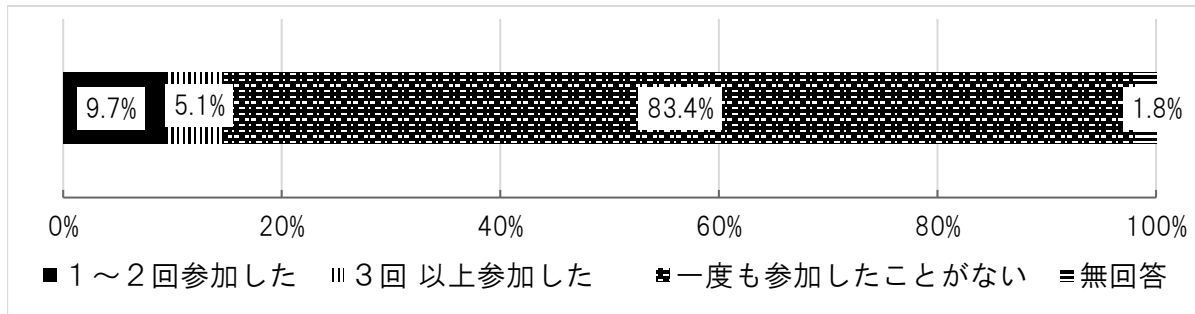
（施策分野2）人権意識の高揚のための施策

人権施策 201

人権啓発の推進

■ データからみた状況

人権に関する講演会や研修会への参加経験（三重県）



資料：三重県環境生活部人権課「人権問題に関する三重県民意識調査」

データに関するコメント

令和元（2019）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、最近5年間に人権に関する講演会や研修会に「1～2回参加した」と「3回以上参加した」とを合わせると14.8%でした。また、「一度も参加したことがない」は83.4%で、平成24（2012）年度に行われた前回調査より5.6ポイント増えました。「一度も参加したことがない」の理由は、「講演会や研修会が開催されていることを知らなかった」、「関心がない」、「時間や場所の問題で参加できなかった」などでした。「関心がない」は前回調査より7.0ポイント増えています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発
- ② 人権啓発の機会の充実
- ③ 多様な手法による啓発活動の実施
- ④ 人権啓発拠点機能の活用
- ⑤ 「差別をなくす強調月間」・「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

・ 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく三重県人権施策審議会では、県の人権施策の推進状況や「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」が審議されました。〔人権施策総合推進事業／環境生活部人権課〕

・ 県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を中心に県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。

○電波による啓発事業 人権啓発は身近に感じとれることが必要であることから、県民に親し

- まれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や、人権メッセージを募集（1,489点取組）するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。
- 各種パネル展 県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。
 - 人権フォトコンテスト事業 「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、292点の応募の中から選定した入選作品をパネルにして、県人権センターおよび各県庁舎において展示しました。
 - 移動人権啓発事業 幅広い人権啓発を実施するため、「包括提携協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、8市町で12回の移動人権啓発を開催しました。
 - 人権啓発車内広告事業 近鉄電車の車内広告を活用して、差別をなくす強調月間および月間中における主な人権啓発イベントの周知を図りました。
 - 街頭啓発事業 差別をなくす強調月間中に市町等と連携して、県内主要駅やショッピングセンター等(19市町43か所)において街頭啓発を実施しました。
 - スポーツ組織と連携した啓発 日本女子サッカーリーグなでしこリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、鈴鹿市及び伊賀市において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。
 - 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するために連続講座等を実施しました。

機 関 名	事 業 概 要
桑名地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 北勢地域人権啓発セミナー R2.2.6 桑名市パブリックセンター 参加者 52人 「子どもの見えない貧困」 NHK名古屋放送局報道局 チーフディレクター 板垣淑子
四日市地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 北勢地域人権啓発セミナー R1.8.19 川越町役場 参加者 41人 「インクルーシブな社会を目指して～障害者権利条約の求める社会～」 特定非営利活動法人DP 日本会議 事務局長 佐藤聡 • 北勢地域人権まちづくりトップセミナー R1.11.15 県四日市庁舎 参加者 91名 「激変する社会と部落差別一部落差別解消推進法と T革命をふまえて」 近畿大学人権問題研究所 教授 北口末広
鈴鹿地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 北勢地域人権啓発セミナー R2.2.12 県鈴鹿庁舎 参加者 50人 「外国人の人権」 羽衣国際大学 教授・タレント にしゃんた
津地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 津地域ミニ人権大学講座 R1.10.24～12.12（全3回） 県津庁舎 参加者延べ 282人 「私の生き立ちと部落差別」 木津川市役所加茂支所 支所長補佐 丸田光昭 他2講座

	<ul style="list-style-type: none"> 津地域人権まちづくりトップセミナー R2.1.24 県津庁舎 参加者 25 人 「LGBTと多様性～虹色にかがやくまちづくりをめざして～」 (一社) ELLY代表理事 山口颯一
松阪地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 多気町地域人権啓発事業講演会 R2.1.25 多気町民文化会館 参加者 43 人 「お笑い人権高座」 落語家 露の新治 松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー R1.12.6 県松阪庁舎 参加者 130 人 「共に生き、共に働く社会を～「数合わせ」を超えて～」 特定非営利活動法人DPI日本会議 副議長 尾上浩二
伊賀地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀地域ミニ人権大学 R1.6.14～R2.2.2 (全12講座) 県伊賀庁舎等 参加者延べ1,112人 「犯罪被害者等の人権と支援について」 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター 副理事長 仲 律子 他11講座 伊賀地域人権まちづくりトップセミナー R1.11.6 県伊賀庁舎 参加者 103 人 「バリアフリー観光からはじまる、まちづくり、人づくり」 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 事務局長 野口あゆみ
南勢志摩地域 活性化局	<ul style="list-style-type: none"> 南勢志摩地域人権啓発講座(地域人権セミナー) R1.10.17～ 11.12 (全3回) 県伊勢庁舎等 参加者延べ 593 人 「外国人と人権～日本人の深層心理を探る～」 皇學館大學教育学部 特命教授 深草正博 『世界のバリアフリー』～日本の常識は、世界の非常識?合理的配慮とは～ バリアフリー研究所代表 木島英登 「じんけんトーク&コンサート～あなたに会えてよかった～」 シンガーソングライター う～み 南勢志摩地域人権啓発講座(人権問題懇話会) R1.7.23 県伊勢庁舎 参加者 108 人 「犯罪被害者等の支援」 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター 事務局長 細川光雄
紀北地域活性 化局	<ul style="list-style-type: none"> 東紀州地域人権大学講座 R1.10.24～12.11 (全4回) 県尾鷲庁舎 参加者延べ 272 人 「同和問題」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 他3講座 人権トップセミナー R2.2.17 県尾鷲庁舎 参加者 45 人 「人権行政の推進について」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子

	<ul style="list-style-type: none"> • みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成
紀南地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> • 紀南地域ミニ人権大学講座 R1.10.23~12.6 (全3回) 県熊野庁舎他 参加者延べ 216人 「部落差別の現実や課題を前に一部落差別解消推進法を踏まえて一」 (公財)反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 他2講座 • 人権トップセミナー R2.2.6 御浜町中央公民館 参加者 33人 「部落差別解消のために 県民意識をふまえたこれからの啓発・教育」 (公財)反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 • 紀南地域出前人権講座 R1.10.24 紀南病院 参加者 38人 「少子高齢化社会における高齢者の人権について～高齢者虐待の実情・対策～」 (公財)反差別・人権研究所みえ 理事 大谷徹 • 人権ポスターの募集、啓発ツールの作成 人権ポスターを活用してカレンダーを作成、配布

〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

- 県人権センターのホームページを活用して、県人権センターでの啓発イベントや講座、県内各市町の事業等を紹介しました。引き続き、ホームページの工夫を行い、わかりやすい情報を提供していきます。〔インターネットを活用した情報提供／環境生活部人権センター〕
- テレビにおける人権啓発として、スポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を実施しました。また、ラジオにおいては、心に訴える啓発放送として、人権メッセージを募集(1,489点取組)し、スポット放送を行いました。また、人権啓発ポスターとして、「無知・無関心 それは差別を残すこと」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集(取組数 22,171人)し、入選作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕
- 人権意識の高揚を図るため、中京テレビやFM 三重を活用して、分かりやすい広報に努めました。特に、11月~12月は「差別をなくす強調月間」であるため、人権意識の啓発を図るための広報を集中的に放送しました。〔電波広報事業／戦略企画部広聴広報課〕
- さまざまな観点から人権意識の高揚を図るため、県広報紙「県政だより みえ」や「県政だより みえ(テレビ版)」(三重テレビにおいて放送)、フリーペーパーにより、広く人権をテーマとする情報提供を行い、年間を通じて、人権意識の啓発に努めました。特に、11月~12月は「差別をなくす強調月間」であるため、「県政だより みえ」11月号等で、強調月間の周知とともに、人権講座や人権相談窓口の案内を行いました。〔県政情報発信事業／戦略企画部広聴広報課〕
- 「差別をなくす強調月間」の期間中に、伊勢新聞において、強調月間の周知とともに、第2回県民人権講座の案内等を掲載し、新聞紙面を活用した人権に関する啓発を行いました。〔新聞等広告事業／戦略企画部広聴広報課〕
- 人権を尊重しながらインターネットを利用するために、パネル「インターネットと人権」を5~7月に展示しました。また、県人権センターアトリウムを活用して各種

パネル展を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 「差別をなくす強調月間」中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。〔人権啓発事業（街頭啓発事業）／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 県政だより11月号で、差別をなくす強調月間事業の周知を図りました。また、テレビでスポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」等を、ラジオで県民から募集した人権メッセージを放送しました。今後も、県民にわかりやすく、感性に訴える啓発を行っていきます。〔差別をなくす強調月間における広報事業／環境生活部人権センター〕

（2）さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施
- ② 地域の特性を生かした啓発活動の実施
- ③ 隣保館との連携による啓発活動の推進
- ④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

- ・ 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、鈴鹿市及び伊賀市において各1回、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。〔スポーツ組織と連携協力した啓発／環境生活部人権センター〕
- ・ 県内各地の商業施設やイベント等、12か所で人権啓発事業に取り組みました。今後も、関心の度合いや年齢層に応じて啓発方法を工夫し、県民一人ひとりに届く啓発活動に取り組んでいきます。〔移動人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館において、地域社会の実情をふまえて実施されている啓発活動に支援をしました。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として活動ができるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・事業所等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・団体等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者60人／27社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演会」（参加者40人／33社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修など企業等の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

（3）効果的な啓発の調査・研究

- ① さまざまな主体との連携による調査・研究
- ② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

- ・ 「三重県人権施策基本方針」で掲げる人権課題のうち、障がい者の人権に関する正しい理解と認識を深めるための啓発パネルを作成しました。今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉え、わかりやすい啓発資料を作成する必要があります。〔人権啓発事業(学習・啓発資料の調査・研究)／環境生活部人権センター〕

（4）啓発活動を担う人材の養成

- ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等の地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。今後も、地域や職場で啓発を推進していくリーダーを養成する仕組みづくりが必要です。〔人権啓発指導者養成研修事業／環境生活部人権センター〕

- 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に部落差別解消推進法をはじめ、さまざまな人権課題をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催しました。今後も、県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に同和問題をはじめとする人権課題に取り組むことができるよう、各自治体が情報や意識を共有することが必要です。〔人権啓発事業（人権トップセミナー等の開催）／地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）県人権センターの近隣の津市一身田地区で11月に開催される地域の祭りである寺内町まつりに啓発ブースを設けて、来場者に人権啓発を行いました。

(2) 市町の取組事例

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和問題学習講座 R1.8.30～10.28 全5回 参加者延べ252人 「自分の立ち位置を変える～部落差別の現実や課題を前に～」 （公財）反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 他4講座 長島人権講演会（兼人権・同和問題学習講座）R1.11.21 参加者121人 「～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～性的マイリティってなに？」 弁護士 仲岡しゅん 2019人権フェスタinくわな 人権講演会 R1.12.7 参加者573人 「パニック症とともに歩んできた10年～ひとりぼっちにならないで～」 タレント 大場久美子 多度地区人権学習会 R2.2.22 参加者36人 「わたしとあなたと人権～わたしは差別をしていない？」 （公財）反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 吉原隆行 人権の花運動 陵成中学校
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> 映画会 R1.7.13、8.10、10.12 参加者延べ931人 テーマ「愛、そして絆」
木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R1.12.8 参加者83人 「みんなでなくそう！差別といじめ」 漫才師 中山まさとも
東員町	<ul style="list-style-type: none"> 映画上映 R1.12.7 参加者107人 「きみはいい子」 講演会 R1.5.25 参加者55人 「人権講演会・人権学習会」 特定非営利活動法人太陽の家 理事長 対馬あさみ 人権標語コンクール

四日市市	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発リーダー養成講座（人権大学8講座、ステップアップ講座4講座） R1.6～12 参加者延べ1,740人 人権フェスタ2019 R1.12.8 参加者4,099人 記念講演会「陽だまりを求めて」 夢織り猫の会 やまぐちさよ 記念映画「こんな夜更けにバナナかよ～愛しき実話～」 人権の花運動 富田小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発カレンダー作成・配布等 R1.12.4
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による相談所の開設 R1.6.3、12.3
川越町	<ul style="list-style-type: none"> 参加型人権学習会 R1.11.5、7、8、11、12 町内5地区の公民館（町内10地区のうち、5地区ずつ隔年実施）参加者95人 「わたしとあなたと人権」 公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 吉原隆行 人権ポスター展示 R1.11.16～12.9 町内小学5・6年生による人権ポスターの展示 川越ふれあい祭2019 R1.11.3 人権啓発ぬりえコーナー、人権啓発物品の配布 人権週間街頭啓発活動 R1.12.4 近鉄川越富洲原駅にて街頭啓発（人権啓発物品等の配布）
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R2.1.25 参加者403人 「誰にでも輝ける場所がある」 プロダンサー 大前光市 人権を考える市民のつどい「映画上映会」R2.1.26 参加者344人 第一部「カランコエの花」、第二部「スモールフット」 地区別人権尊重まちづくり講演会（市内各地区の公民館などで人権講演会を実施 計13地区14ヶ所 参加人数626人） 人権の花運動 石薬師小学校 ヒューマン夏フェスタ人権ふれあい劇場 R1.8.11 参加者500人 劇「あらしの夜に」 演 劇団らくりん座 人権啓発カレンダーおよび人権啓発手帳の作成・配布 平成28年に施行された障がい者、ヘイトスピーチ、部落差別に係る法律を周知する啓発物品（ミニハンドタオル）の作成・配布
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R1.12.7 参加者400人 「みんながつくる みんなの学校～いつもいっしょがあたりまえ～」 元大阪市立大空小学校長 木村泰子
津市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 R1.11.10～R2.2.22 計5会場 参加者延べ1,343人 「多文化共生と将来の夢」 英進高校教諭 太田カルロス 他4講座 市民人権講座（津地域）R1.5.22、29 計4講座 参加者延べ76人 「人権ワークショップ」 （公財）反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 吉原隆行 他3講座

	<ul style="list-style-type: none"> • 市民人権講座（河芸・芸濃・美里・安濃地域） R1.7.5、11.21 計2講座 参加者延べ64人 「インターネットから見える差別の現実」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 他1講座 • 市民人権講座（久居・香良洲・一志・白山・美杉地域） R1.7.5～R 2.1.21 計8講座 参加者延べ399人 「『障がい』児・者の人権～ともに生きる～」 NPO 法人ステップワン 理事 宮崎吉博 他7講座 • 人権啓発物品作成・配布 • 人権啓発カレンダーの作成・配布
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> • トーク&ピアノコンサート R1.6.16 参加者210人 ピアニスト&コンポーザー 斎藤守也 • 人権講演会（心をつなぐ集い） R1.6.23 参加者150人 「インターネットと人々のかかわり合い」 タレント スマイリーキクチ • 人権文化フェスティバル松阪 R1.12.8 参加者180人 映画「ワンダー君は太陽」上映
多気町	<ul style="list-style-type: none"> • 講演会 R1.12.6 参加者590人 「知ろうとするより感じてほしい」 音楽ユニット RAMO
明和町	<ul style="list-style-type: none"> • 講演会 R1.11.17 参加者100人 「大笑いゼーションでノーマライゼーション」 落語家 桂福点 • 街頭啓発・啓発物品配布活動 • 人権の花運動 上御糸小学校
大台町	<ul style="list-style-type: none"> • 人権フェスティバル R1.12.7 参加者150人 中学生による人権作文発表等
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> • 講演会 R1.12.14 参加者280人 「差別や偏見のない人権を尊重した社会づくりの大切さ」 タレント 大場久美子 • 人権啓発物品の作成・配布 R1.11.8～R1.12.13
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> • 講演会 R1.12.7 参加者88人 「学習障害が教えてくれたこと～寄り添う心の大切さ～」 南雲明彦 • 街頭啓発 • 人権に関するポスター展示 R1.11.29～12.12 • 広報紙への人権コラム掲載（毎月） • 男女共同参画映画祭開催 R1.7.6 参加者104人 「星めぐりの町」上映 • 「男女共同参画週間」図書館特設コーナー設置 R1.6.23～29

	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動」図書館特設コーナー設置 R1.11.14～26 「差別をなくす強調月間」図書館特設コーナー設置 R1.11.26～12.17 ひだまりフェスタ人権啓発物品配布、人権でんでん太鼓製作 200 個
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> 人権を考える市民の集い（映画上映・パネル展開催） 映画上映 R1.11.10「くちびるに歌を」を上映 参加者 205 人 パネル展 R1.11.7～13 「障がい者の人権問題」、「世界人権宣言」 人権講座 R1.9.4～25 計 4 回開催 参加者延べ 81 人 「どんな性の在り方も排除されない園・学校・職場・地域とは？ ～子どもたちとの出会いから見えてきたこと～」 にじいろ i-Ru 田中 一歩・近藤 孝子 他 4 講座 同和問題、LGBT、ハラスメント、SNS のテーマで講座を開催 人権パネル展 R1.11.29～12.10 テーマ「こどもの人権」 「かがやく子ども～すべての子どもが主役～」 啓発ロゴ入りクリアファイルを作成。人権講座等参加者及び成人式 にて新成人に配布 広報誌へ人権コラム掲載（毎月） 街頭啓発活動 R1.12.4 市内商業施設 人権啓発推進リーダー研修 計 2 回開催 参加者延べ 159 人
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R1.11.17 参加者 200 人 「大笑いセッションでノーマライゼーション」 落語家 桂福点 人権の花運動 田丸小学校 啓発物品の作成・配布
度会町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 R1.11.18 参加者 130 人 「変わりゆく社会の中で、守りたい いのちと心」 弁護士 住田裕子
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R1.8.18 参加者 154 人 「一隅を照らす～自分の持ち場で一生懸命～」 落語家 露の団姫 啓発物品作成・配布活動 人権相談に関するチラシ作成・各戸配布
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> 大紀ふれあいまつり R1.10.20 エコバッグ配布
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ひゅーまんフェスタ 2019 R1.7.20 参加者 272 人 講演会「命と時間のお話」 三重県ヘルプマークアンバサダー 田中麻莉絵 差別をなくすいがまちの集い R1.11.17 参加者 261 人 「いま、人権・同和行政に問われていること」 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事長 炭谷茂 人権を考える市民の集い 2019 R1.12.8 参加者 697 人

	<p>「あるコピーライターの伝え方」 株式会社電通コピーライター 玉山貴康</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権の花運動 西柘植小学校
名張市	<ul style="list-style-type: none"> 名張市人権・同和教育推進協議会記念講演会 R1.6.8 参加者約180人 「インターネットと人とのかわり合い」～突然、僕は殺人犯にされた～ タレント スマイリーキクチ 人権相談力アップ研修会 R1.10.11 参加者 60人 「メウロコ!英語が関係ない～双方向で行う異文化コミュニケーションのあり方～」 (一社)日本インバウンド・アテンダント協会代表理事 松本裕子 人権啓発まちづくりリーダー養成講座 R1.10.13 参加者約1,000人 国際交流屋台村「世界の国から“コンニチワ”」in 隠街道市 人権啓発企業研修会 R1.11.15 参加者 61人 「外国人の雇用と人権について」～2019年4月改正入国管理法の施行～ 大阪企業人権協議会専任講師 上田修三 名張市人権同和教育推進協議会特別講演会 R2.1.25 参加者 82人 「インターネットと人権」～加害者にも・被害者にもならないために～ 奈良県立高取国際高等学校教員 黒田恵裕 市民文化講座 R2.2.9 参加者 87人 映画「いろとりどりの親子」鑑賞会 人権啓発資料作成 「広報なばり掲載ひまわり～人権尊重をくらしのなかに～」2019年度総集編 「2019年度人権作品集（作文・標語・ポスター・メッセージ）」 三重県内男女共同参画連携映画祭 R1.6.30 参加者 240人 映画「日日是好日」上映 オトコの料理教室 参加者述べ 39人 2回講座×2期 (R1.7.27、R1.8.24/R1.10.27、R1.11.24) 男女共同参画推進フォーラム 2020 R2.2.24 参加者 500人 「大家族!石田さんちから学ぶ お父ちゃんの役割」 石田晃 第71回人権週間 街頭啓発 R1.12.3 市内11箇所 啓発物品配布 第71回人権週間記念行事ふれ愛コンサート R1.12.8 参加者約650人 「増田太郎トーク&ライブ」 ヴァイオリニスト 増田太郎
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員によるゆめ向井工房（障がい者支援施設）の訪問 R1.9.19 人権擁護委員による養護老人ホーム聖光園の訪問 R1.12.5 人権擁護委員による第一保育園の訪問 R1.10.24 人権擁護委員による尾鷲小学校の訪問 R1.11.14
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修会 R1.11.14 参加者 35名 障害者差別解消法について学ぶ研修会 啓発物品の作成・配布（町内スーパー）
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R2.1.18 参加者 80人

	<p>「パラレルライフ～もう一つの人生」 パラリンピックアスリート 江口舞</p> <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発活動 R1.12.4 人権週間において啓発物品の配布
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R2.2.8 参加者 250 人 「一人一人が輝ける社会づくり」 心理カウンセラー 羽林由鶴 人権の花運動 神志山小学校
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 R1.11.25 参加者 300 人 「ネットと部落差別」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 街頭啓発活動 R1.12.6 人権週間において啓発物品の配布

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、人権意識の高揚のために、人権啓発事業の開催を多くの県民に届けるとともに、関心を持ってもらえるような内容の工夫が必要です。
- 令和元（2019）年度に策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権課題に係る県民一人ひとりの意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、より一層推進します。
- 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の理念や「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- 県人権センターにおいて、常設展示室や図書室等の機能を活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など参加型の人権啓発を実施します。また、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、人権啓発活動を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為は、人権侵害であり、許されないことを早期に周知するため、テレビ、ラジオにより広く呼び掛けます。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、今までに人権啓発に接することのなかった県民に人権啓発を届けることができるよう、商業施設や地域のイベントで移動人権啓発等を実施します。

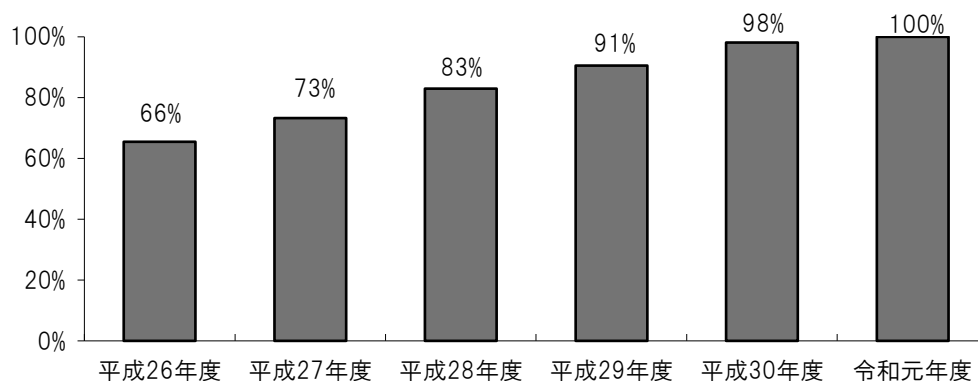
（施策分野2）人権意識の高揚のための施策

人権施策 202

人権教育の推進

■ データからみた状況

人権教育カリキュラムを作成している学校の割合



※子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合 資料：三重県教育委員会

データに関するコメント

総合的・系統的に人権教育を展開できるよう、子どもにつけたい力や発達段階に応じた指導内容等を定めた人権教育カリキュラムがすべての公立小中学校および県立学校で作成されています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）学校教育における人権教育の推進

- ① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践
- ② 子どもの主体的な人権学習の促進
- ③ 人権学習教材の活用・定着と開発

- ・ 指導主事が各市町等教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの作成や活用、人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議と市町人権教育担当者会議を開催し、人権教育の総合的な推進について県の取組を説明するとともに、学校への効果的な支援のあり方に関し、情報の交換及び共有を行いました。今後も、市町等教育委員会との連携を深め、地域の実態や課題に応じた支援を行う必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校において人権教育カリキュラムが作成・活用されるよう、各学校の管理職や人権教育推進委員会等の代表者に対して人権教育カリキュラム作成の意義や、作成する上で留意すべきこと等について説明した結果、県内全ての学校で人権教育カリキュラムが作成されました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集いなどを推進する 15 校に

対して支援しました。〔私立学校人権教育推進補助金／環境生活部私学課〕

- ・ 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や学習指導案のホームページへの掲載等を通して、学校における「個別的な人権問題に対する取組」の推進を図りました。今後も、教職員向け指導資料「人権教育ガイドライン」や人権学習指導資料等を活用し、子どもや地域の実態に応じ、「個別的な人権問題に対する取組」が実施されるよう、必要な情報の提供や支援を行う必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が人権学習活動の発表・交流を行いました。今後も、協力・参加・体験を取り入れた学習や活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県立学校において、人権学習指導資料等を活用した個別的な人権問題に関する学習と人権教育カリキュラムに基づく総合的な人権教育に関する研究に取り組みました。今後も、生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を身に付けられるよう、個別的な人権問題を取り上げた学習及び学校全体で取り組む人権教育の研究を進める必要があります。また、人権尊重の地域づくりが一層進むよう、人権教育推進のための地域連携の在り方について研究する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校において、人権教育が総合的に進められ、三重県人権教育基本方針が示す、学校教育としてその解決に向けて取り組むべき 16 の人権問題に対する学習が積極的に行われるよう、教職員の人権意識や実践力を高めるための指導資料「人権教育サポートガイドブック」を作成し、公立学校に配付しました。学校において、本資料等が活用され、人権教育が総合的・組織的に行われるよう、必要な支援を行う必要があります。〔指導資料作成事業／教育委員会人権教育課〕

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 市町等との連携・協働
- ② 住民の主体的な人権学習の促進
- ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

- ・ 県内 29 市町に対して人権教育の推進に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、35 団体に講師を派遣しました。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 7 中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもとともに人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組みました。指定中学校区では、家庭や地域とともに取り組む人権学習活動や学習支援、体験活動等により、子どもの自尊感情や地域住民の人権意識が向上しました。〔子ども支援ネットワーク・アクション事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 企業・民間団体における人権教育の推進

① P T A への人権教育の働きかけ

② 企業・団体の人権教育の取組促進

③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

- ・ P T A が人権講演会等を主催したり、各学校の人権教育の取組に保護者や地域住民の意見を反映したりする体制を整えるよう、各県立学校に働きかけました。今後も学校・家庭・地域の連携が重要であることから、その一つの取組として P T A が各学校と連携し人権教育を推進していく必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする企業・団体を支援するため、35 団体に講師を派遣しました。今後も、子どもの育ちを支える組織や企業においても研修会が開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・事業所等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・団体等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 60 人／27 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演会」（参加者 40 人／33 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修など企業等の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権問題啓発研修会を県内各地域で 13 回実施しました。研修会には 693 人の参加がありました。〔人権問題啓発推進事業／農林水産部農林水産総務課〕
- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内 5 か所の会場において、企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

① 県・市町職員の人権研修の推進

② 教育職員等の人権研修の推進

③ 警察職員の人権研修の推進

④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進

⑤ 保育関係者への人権研修の推進

⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進

⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部行財政改革推進課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 教育委員会事務局及び県立学校では、各職員が人権意識の向上及び人権感覚の醸成

を図るため、主体的に人権研修の受講やDVD教材等の視聴を行い、自己啓発に努めました。引き続き、職員が自己啓発に取り組みやすいように、さまざまな研修機会の提示や、各所属の工夫した研修事例について情報提供していきます。〔教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等の人権教育研修／教育委員会教職員課〕

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等の代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。教職員の急激な世代交代を踏まえ、今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、効果的な研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」、「みんなのひろば」、「みらいをひらく」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」、教職員向け指導資料「人権教育ガイドライン」が学校で積極的に活用されるよう、学習展開例に沿った活動を実際に体験したり、具体的な実践事例や研修の実施方法を紹介したりする研修講座を開催しました。1講座あたり43.3人の教職員の参加がありました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。今後も、保健・医療・福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権意識と業務の質を高めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／医療保健部医療保健総務課、子ども・福祉部子ども福祉総務課〕
- ・ 保育士等を対象に、さまざまな人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得する場として、人権保育専門講座を実施しました。また、乳幼児の人権意識を育むための指導方法、指導内容等、保育現場において実践する際に参考となる事例について研究を行う事業を実施しました。〔保育専門研修事業費／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 福祉事務所の新人生活保護担当職員を対象とした「後期生活保護担当新任職員研修」において、「子どもがいる世帯に対する人権に配慮した関わり」について研修しました。〔生活保護指導監査費／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) 人材の養成と活用

① 人権教育のリーダー育成

② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等の代表者を対象に、学校における人材育成や推進体制づくり、「人権感覚あふれる学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」に係る取組についての研修を実施しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を13名派遣しました。〔人権等研修事業／総務部行財政改革推進課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等を広く発信するなど、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会は、県内の多様な主体と連携し、実行委員会を組織し、公益社団法人全国人権教育研究協議会とともに「全国人権・同和教育研究大会」を開催しました。県内から6,000人が参加しました。

(事例2) 三重県民生委員児童委員協議会は、令和元(2019)年度の一斉改選にあたり、差別解消三法等の人権課題についての研修会を開催しました。

(事例3) 同じ学齢の子どもを持つ保護者たちが同和問題（部落差別）について語り合う集いを継続している組織があります。同和問題（部落差別）を自分の問題として考える機会を繰り返し持つことで、意識を変えるような学びの場とし、保護者間の連携を深めることにつなげています。

(事例4) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

(事例5) 教育集会所等で青年層による自主活動組織があります。部落問題・人権尊重などをテーマに自分を語る・人とつながる活動をしています。

(2) 市町の取組事例

- 伊賀市の中学校区では、PTA組織に人権部を設置して保護者や地域住民が人権について学習する人権講演会を企画・運営したり、全校で行う人権集会に地域住民の参画を求めたりし、学校・家庭・地域が一体となって人権教育を推進しました。
- 川越町の中学校区では、子ども支援ネットワーク・アクション事業を活用し、各小中学校で取組を進めました。川越北小学校では、盲導犬の役割や日常にある様々な工夫等を知ることのねらいとして、中部盲導犬協会の方からお話をうかがいました。川越南小学校では、外国につながるのあるクラスの仲間や町内で暮らす外国人の方と、どのようにしてコミュニケーションをとっていくとよいかを学ぶことをねらいとして、チーム「やさしい日本語」代表の方からお話をうかがいました。2つの小学校では、自分たちが学んだことを自分たちの言葉で語り、保護者や地域住民と共に人権について考える機会として、学習内容を発表する場をそれぞれ設けました。中学校では、区長や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の参画によって組織している地域住民とともに防災をテーマとした体験的学習を行いました。生徒は、学習したことを町が主催して行う「川越ふれあい祭」の場で保護者や地域住民に向けて発信することにより、人権を守るために行動しようとする意欲を高めました。また、地域住民の間に、子どもの育ちを見守り応援したいという意識が広まりました。
- 鈴鹿市では、幼小中が連携し、幼稚園から中学校までを見通した中学校区人権教育カリキュラム及び各校の人権教育カリキュラム等に基づき、小中学校で人権教育にかかる授業等を公開したり、中学校区人権フォーラム等を開催しました。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、県民が人権について学ぶことができるよう、学校教育や社会教育のさまざまな場面での人権教育を進めていく必要があります。
- 人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動ができる力につながる意欲・態度や技能を育てるため、人権教育カリキュラムに沿って取組を進めるとともに、効果的・効率的な取組が行えるよう、人権教育カリキュラムの改善に取り組みます。
- 学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や実践事例報告などを行い、実践研究校等の取組成果を広めます。また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別が発生しており、これらの問題についても学校で取り組まれるよう支援する必要があります。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習指導資料等の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行います。
- 人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク（注）の活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情や人権を守るための実践行動につながる意識の向上を図り、人権尊重の地域づくりを進めます。
- 県内の農林漁業関係団体の役職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会等を開催し、人権教育を推進します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

 注) 子ども支援ネットワーク いじめ等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

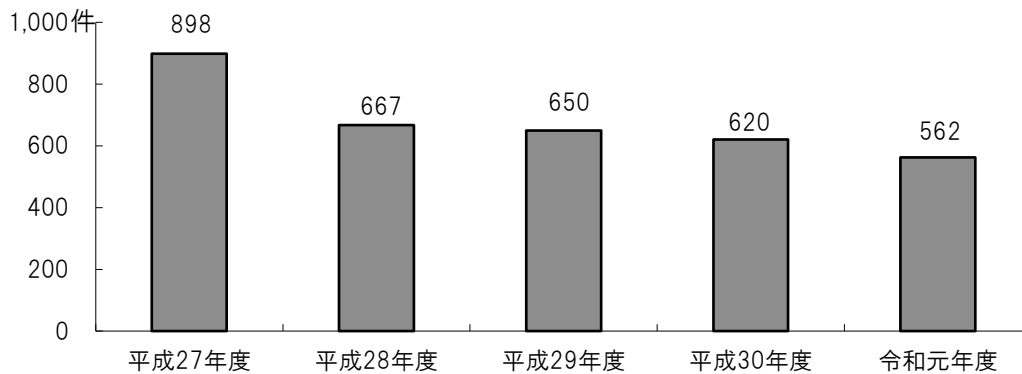
（施策分野3）人権擁護と救済のための施策

人権施策 301

相談体制の充実

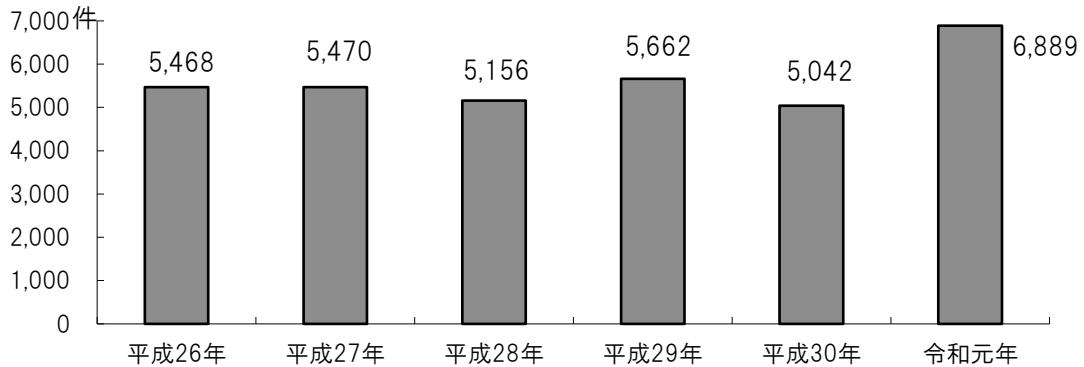
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター相談受案件数



資料：三重県人権センター

【関連データ2】法務省人権相談受案件数（津地方法務局総数）



資料：「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」（法務省）

データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターでは、さまざまな人権問題の相談に応じています。令和元（2019）年度には562件の相談がありました。

【関連データ2】令和元（2019）年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は6,889件（職員取扱3,957件、人権擁護委員取扱2,932件）でした。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）相談窓口の広報と充実

① 相談内容に応じた相談窓口の充実

② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

- ・ 交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、

- 賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会等専門機関を紹介するなど、相談者支援に努めました。〔交通事故相談事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（12回開催、参加者延べ739人）。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ 職員が警察安全相談に適切に対応することができるよう、研修会や各種教養を推進しました。〔相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕
 - ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）や男性のための電話相談等の相談事業を実施しました。また、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数88件）するとともに、高等学校、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等にカードを配布（933か所、カード配布数：約77,000枚）し、相談窓口を周知しました。〔若年層における児童虐待予防事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
 - ・ DV（注1）被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
 - ・ 労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談には弁護士相談を行いました。相談内容は、年々複雑化し多岐にわたる傾向にあることから、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。〔労働相談事業／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ 三重県障害者相談支援センターでは、身体障がい者及び知的障がい者に対して、医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、医療、補装具、個別支援等に関して、専門的な相談を行いました。〔三重県障害者相談支援センター運営／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県こころの健康センターでは、「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、センターで行っている精神保健福祉に関する相談の案内を行うとともに、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の情報発信に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不安や心身の不調を感じている県民や医療従事者の方の相談窓口を開設しました。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康推進課〕

(2) 相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備
- ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備
- ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実

④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり

- ・ 県内には 38 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、今後もさまざまな活動について支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。引き続き、市町とも連携しながら、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。〔民生委員組織活動費補助金／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、2019（平成 31）年4月1日から専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図りました。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。〔「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に係る対応／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 学校教育分野における、障がい者及びその家族や関係者からの相談に対する窓口を教育委員会人権教育課に設置し、対応しています。今後もこの相談窓口が活用されるよう、広く周知していきます。〔「障害者差別解消法」に係る対応／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校における体罰の問題について、児童生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、教育委員会研修企画・支援課に「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、本人及び保護者からの相談に応じています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕

- ・ いじめ問題に対する早期発見・早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ電話相談を毎日 24 時間実施しています。令和元（2019）年度は 212 件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、面接相談をはじめ、メール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール（平成 26（2014）年度運用開始）（注 2）およびニーズアセスメントツール（平成 27（2015）年度運用開始）（注 3）の運用による対応を行っています。また、児童相談所が虐待相談として受理したケースの進行管理を的確に行うため、民間団体に委託したモニター強化事業を実施しています。さらに、被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内 2 か所の一時保護所や、施設等への委託一時保護において児童を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行っています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
- ・ 外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣で対応してきましたが、日時的な制約や対応言語に限られる等の課題が多くなってきたため、電話通訳を平成 30（2018）年度から試行し、令和元（2019）年度から利用しています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
- ・ 教職員を主な対象として、効果的な人権学習の進め方や人権学習指導資料の活用方法など人権教育を推進する上での相談に対応しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 三重県人権センターには多様な課題の相談が寄せられており、相談員の研修においては、さまざまな課題に沿った講師を迎えて、当事者に寄り添った相談が行える体制づくりに努めました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（愛称「MieCo」）」を令和元（2019）年 8 月 1 日に開設し、11 言語で窓口及び電話相談に応じました。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

（3）相談員等の資質向上

① 相談員等の資質向上と専門性の確保

- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12 講座）」を開催し、延べ 723 人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員の、性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環

境生活部くらし・交通安全課]

- ・ 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（10市町12回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（7市町21回）を行いました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

（4）相談機関等相互の協働・連携の強化

① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を開催しています。さらに、地域の相談機関を交えて「人権に関わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があり、各種相談機関による連携が不可欠です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 自殺対策事業に取り組む市町、保健所、民間団体との連携をはかるために、ネットワーク会議を開催します。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康推進課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）LGBTについて知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる団体があります。

（事例2）難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート（注4）や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。

（事例3）ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

（事例4）子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働しながら作っている団体があります。

（事例5）自殺を防ぐため、さまざまな悩みを抱える人の相談に乗る電話相談窓口を設置しているNPO法人があります。

(2) 市町の取組事例

- 独自に専門の人権相談窓口を設けている市町、また、年に数回、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設している市町があります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施し、適切な支援に努めています。
- 津市では、認知症や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談、手続きの支援などを行う「津市成年後見サポートセンター」を開設し、成年後見制度の利用促進を図っています。また、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進することを目的とした、「津市在宅療養支援センター」を開設し、相互の関係者や市民からの相談に対応しました。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、人権侵害を受けた人たちが適切に相談を受けることができるよう、相談機関の一層の周知が必要です。
- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めています。
- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内の関係機関や女性相談員とのネットワークを活かし、相談員の資質向上を図るとともに相談機関同士の連携を深めていきます。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者差別解消専門相談員による相談対応を行うとともに、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。また、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員によるSNS相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法

的対応や介入型支援を推進します。加えて、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上を図られるよう、人材育成を支援します。さらに、多機関連携、協同面接、アドボカシー（権利擁護・代弁）研修の実施など、子どもの権利擁護を重視した取組を推進します。

- 令和元（2019）年度に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるようSNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。
- 三重県労働相談室において、労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して助言や関係機関の紹介を行うほか、的確なアドバイスができるよう相談体制の充実に努めます。
- 外国人住民からの生活相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活不安に対し、きめ細かに対応する体制を「みえ外国人相談サポートセンター（愛称 MieCo）」において構築します。

注1) DV ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あつた者からの身体的・心理的暴力等をいいます。

注2) リスクアセスメントツール 児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

注3) ニーズアセスメントツール 一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン

注4) ピア・サポート 同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組

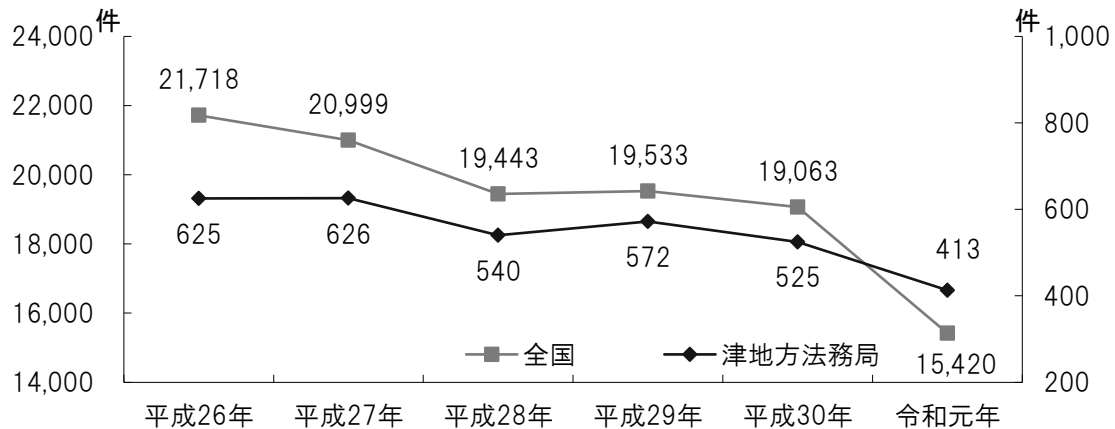
（施策分野3）人権擁護と救済のための施策

人権施策 302

さまざまな人権侵害への対応

■ データからみた状況

全国および県内の人権侵犯事件の新規受案件数



資料：「法務局及び地方方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

全国の法務局および津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受案件数（新規）の推移を示しています。令和元（2019）年は、全国、県内の状況とも、減少しました。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）人権侵害に対応するための取組

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり
- ② 差別事象に対する関係機関の連携した取組
- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発
- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実
- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組
- ⑥ 犯罪被害者の精神的・経済的支援
- ⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組
- ⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり
- ⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

- ・ 人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を設置しています。多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行われるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。さまざまな人権侵害に適切に対応するためには、相談機関相互のさらなる緊密な連携が必要です。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通

報連絡体制を整備しています。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 複雑化、多様化、深刻化するDV事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、高校生を含む女性を中心にDV相談啓発ポケットティッシュを、県内の主要駅や商業施設等29か所で配布（街頭啓発）しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起らない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い、41人の参加がありました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12講座）」を開催し、延べ723人の参加者がありました。今後も、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立されるよう、国に対して要望を行いました。〔人権救済のためのあり方検討／環境生活部人権課〕
- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、見舞金を給付しています。令和元（2019）年度は、9件の給付を行いました。〔三重県犯罪被害者等見舞金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 救済につながる相談窓口、制度の広報
 - ② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進
 - ③ インターネットによる差別表現防止に向けた適正利用のための啓発・広報
 - ④ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。（12回開催、参加者延べ739人）〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに、教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー（注）の向上を図るための啓発・広報に取り組んでい

くことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、DVに関する啓発冊子を作成し、関係機関に配布しました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者 83 人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」（10 回、参加者延べ 228 人）や高等学校等へのデートDV出前講座（5 回、参加者延べ 877 人）を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例 1）こどもほっとダイヤルは、県内の 18 歳未満の子どもを対象にしており、子どもを問題解決の主体として捉え、子どもの気持ちや感情に耳を傾け、ありのままを受け止めることで自信や自己肯定感を高めています。また、問題をサポートし、子ども自身の意思によって改善の道筋を考えていくことにより、子どもの最善の利益を保障しています。

（事例 2）DV 被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいる NPO があります。

(2) 市町の取組事例

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。
- 本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。県内では、伊賀市、四日市市、桑名市、鈴鹿市が導入しています。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。
- 伊賀市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」の運用と「ALL Y の取り組み」を推進しています。

■ 今後の取組方向（令和 2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、人権侵害を受

けたときに相談できるさまざまな相談機関の周知や、相談員の資質向上のための取組が必要です。

- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めています。
- 県人権センターにおいて、多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機関との連携を深め、必要な情報を提供し、内容に応じた専門機関の紹介を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るほか、見舞金制度に係る外国語版チラシ（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）を作成し、外国人への制度周知を図ります。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員によるSNS相談や電話相談、面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗・中傷など、インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネットのサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います。発見した差別的な表現の書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。また、国の有識者会議において検討されるプロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加、開示手続きの円滑化する方策などの検討結果をふまえ、適切に対応していきます。
- インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い協力者の養成に努めるとともに、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守る取組を進めます。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 平成24（2012）年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会に警察も参加してもらうなど、関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

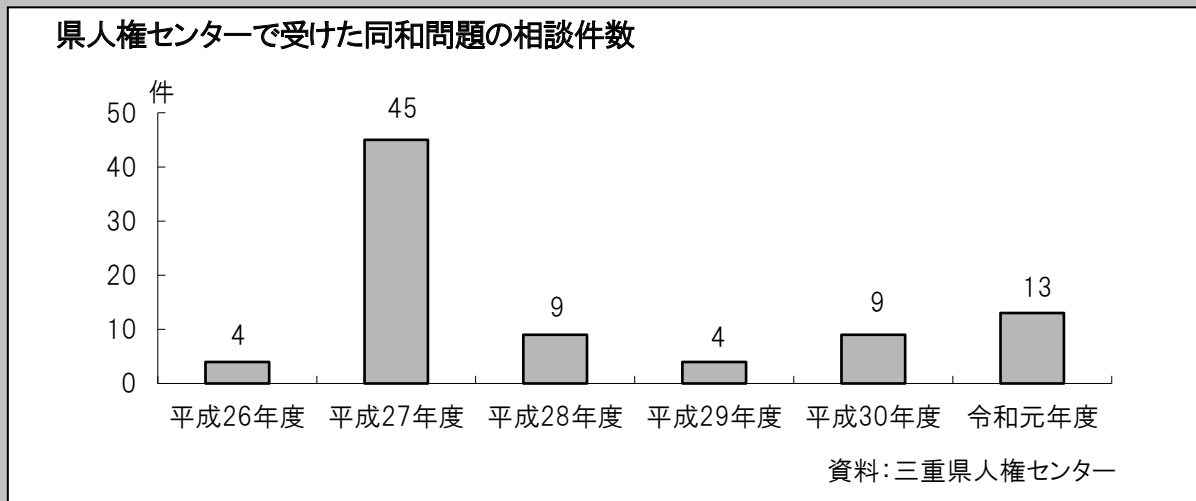
 注) メディア・リテラシー メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 401

同和問題

■ データからみた状況



データに関するコメント

令和元（2019）年度に県人権センターが受けた同和問題の相談件数は13件でした。平成28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法」をふまえ、今後も部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図る必要があります。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動の推進
- ② 各地域における啓発活動の展開
- ③ 地域で啓発を推進する人材の養成
- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の推進
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用
- ⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

- ・ 同和問題をはじめとした人権啓発は、身近に感じ取れることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や人権メッセージを募集（1,489点取組）するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。また、啓発ポスターを作成し、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲示するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。差別につながる身元調査の解決に向けては、参加型の学習会（5回）と講演会（2回）を開催しました。今後も、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業（差別身元調査等の解決に向けた啓発事業）／環境生活部人権センター〕
- ・ 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座にお

いて、「ネット上の差別投稿とこれからの教育・啓発」をテーマに講演を行いました。また、同和問題についてのリーフレットを継続して配布しました。今後とも、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成 25（2013）年 4 月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました（法定講習 13 回、関係団体の支部研修会等 5 回、新規業者向け説明会 1 回）。今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会等、啓発活動を実施していく必要があります。〔宅地建物取引業者への対応／県土整備部建築開発課〕
- ・ 賃貸住宅の経営者を対象としたセミナーで入居差別解消についての講演会・チラシ配布を行いました。入居差別解消に向けた取組については、賃貸住宅の経営者等に十分認識されておらず、今後も、継続的に研修やチラシ配布を行っていく必要があります。〔入居差別解消に向けた取組／県土整備部建築開発課〕
- ・ 地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。〔人権啓発事業（人権啓発活動推進事業、地域人権啓発事業）／環境生活部人権センター、地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金、隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を 13 名派遣しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部行財政改革推進課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・事業所等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・団体等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 60 人／27 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演会」（参加者 40 人／33 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修など企業等の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内 5 か所の会場において、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うと

ともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するように努めています。今後も、差別事象に関する的確に実態を把握し、分析・研究を行って対策を講じ、効果的な人権啓発手法へ活用する必要があります。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 「えせ同和行為」の発生について県人権センターへの相談・報告はありませんでした。今後も発生する可能性があることから、対応方法などについて関係機関へ周知や、注意喚起を継続します。「えせ同和行為」については、従来から啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起に努めていますが、チラシを作成し、啓発を行っており、今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、「えせ同和行為」の排除に向け、取り組んでいく必要があります。〔えせ同和行為への対応／環境生活部人権センター〕

(2) 同和問題の解決に向けた教育の推進

① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展

② 学校、家庭、地域等の連携した推進体制の充実

③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成

④ 社会教育における住民による主体的な活動支援

- ・ 部落差別解消推進法の趣旨や取組内容等を示した「人権教育ガイドライン」をホームページ上に公開するとともに、指導主事が学校や市町等教育委員会への指導・助言を行う際に参考として周知しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 部落問題を解決するための教育に関わる実践事例や学習を行う際に参考となる資料を「教職員実践事例集」として、ホームページで公開しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県内 29 市町に対して人権教育の推進に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 部落問題を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、教職員を対象に、人権学習指導資料「みらいをひらく」、「みんなのひろば」、「気づく つながる つくりだす」等の活用を促進するため、研修講座を開催しました。人権に係わる社会状況は大きく変化しつつあることから、教職員のニーズをさらに把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等の代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、効果的な研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組

② 子どもの健全な育成のための取組

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内5か所の会場において、企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇

用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課]

(4) 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進

② 人権尊重のまちづくりの取組の支援

- ・ 県内には 38 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、今後もさまざまな活動について支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館のバリアフリー化等機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。令和元（2019）年度は2市2館で修繕等が実施されました。今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

(5) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進

② 隣保館における相談活動等の支援

③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

- ・ 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。今後も、相談員の資質向上を図るなど、相談事業を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題や知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に関わる相談員スキルアップ講座（全12講座）」のなかで、同和問題の講座を3講座実施しました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 市町が設置している隣保館が住民からの各種相談に対応する身近な機関として機能を果たせるよう支援しました。〔隣保館における相談活動等の支援／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部は、県と連携して、会員を対象とした土地差別問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ポスター」を会員業者に配布し、掲示を依頼したり、外国人、障がい者、高

齡者、母子・父子家庭等の入居差別を解消するため、家主向けの普及啓発として、県と協力し「家主向け入居差別解消チラシ」を活用した啓発活動を行うなど、宅地建物取引に関する人権問題の解消に向けた啓発を継続しています。

(事例2) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域等が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。

(事例3) 保護者や教職員が同和問題（部落差別）やそれに類似する体験を語りあうことで、これからの生き方や子育て等を考えあっている組織があります。

(事例4) 広域で人権活動に取り組む青少年友の会があります。高校等を卒業して地元に戻り、地域での次世代育成を担っています。

(事例5) 部落問題に対する思いや自身の経験を語ることで、人とつながることを大切に活動しているNPO法人があります。お互いを語り合うことで、反差別のつながりを深めています。また、地域でイベントを開催し、子どもや大人も巻き込んで新たなつながりを生み出しています。

(2) 市町の取組事例

- 各市町が「部落差別解消推進法」について住民向けの啓発を行っています。また、職員向けに法の内容も含めて周知している市町もあります。紀宝町では、部落差別の解消を推進するため、正規職員だけではなく嘱託職員等全職員を対象にした人権研修会を実施しました。
- 鈴鹿市では、「部落差別解消推進法」に則り、ホームページにて法律の周知を行っています。また、市職員への研修や市主催の啓発事業で啓発物品を配布するなど啓発を行いました。
- 法務局において開催されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」には、国や県、三重県人権・同和行政連絡協議会等の関係機関が集まり、えせ同和行為の排除に向けた情報共有等に努めています。
- 市町が設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 「部落差別解消推進法」や令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、同和問題に関する差別意識の解決に向けた啓発・教育、相談体制の充実に係る取組を、国や市町等と連携して進めていきます。
- 同和問題の解決に向けた取組においても、「差別をしない、させない、許さない」ということを人びとの心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした講座等の開催等に取り組んでいきます。
- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。また、県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成等を行います。
- 平成25（2013）年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する

指針」に基づき、業界団体と連携し、パンフレットや人権ポスター、家主向けチラシ等の啓発ツールを活用し、宅地建物取引業者や宅地建物取引士、賃貸住宅の経営者等を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。

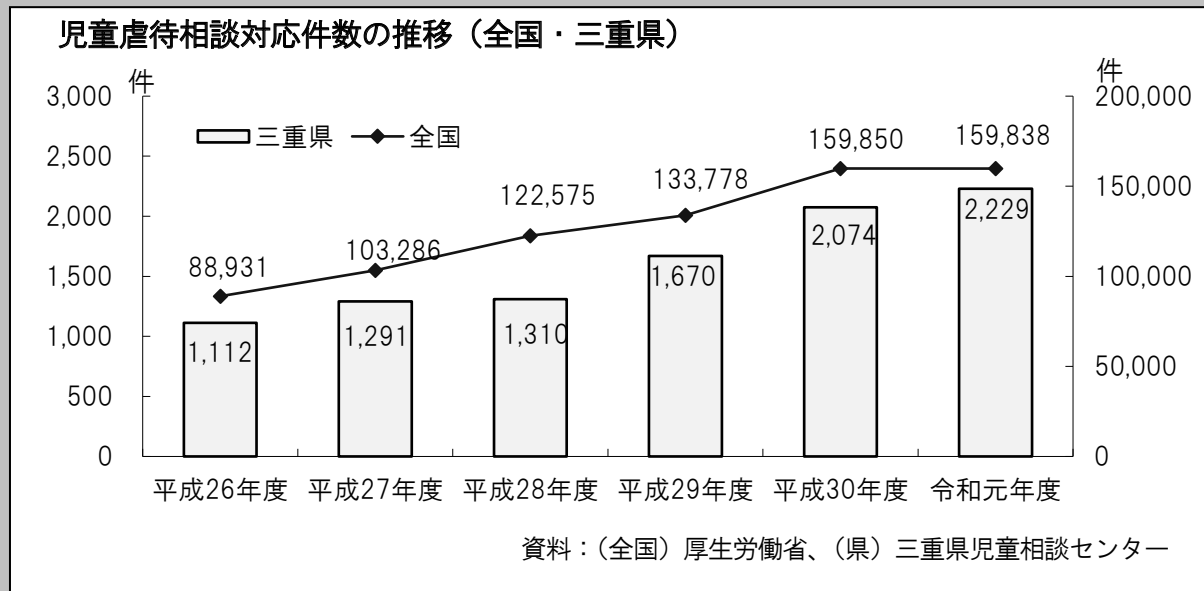
- 県民を対象に差別につながる身元調査に係る講演会や参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組みます。
- インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みます。
- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた事業等の市町の取組を引き続き支援します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

(施策分野4) 人権課題のための施策

人権施策 402

子 ども

■ データからみた状況



データに関するコメント

児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、全国集計では年々増加を続けています。三重県における令和元（2019）年度の相談対応件数は 2,229 件へと増加し、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実
- ② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実
- ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

- ・ 「三重県子ども条例」については、東海地域の自治体の子ども行政担当職員や学識経験者で構成する「東海地区子ども条例ネットワーク」と共催で、子どもとかかわる人の理解を深めるために「子ども条例講演会」を開催しました。また、様々な啓発イベントなどで周知に努めるとともに、みえ出前トークのテーマに設定し、県民の集まる集会等に出向いて説明しています。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、イベントの開催等による啓発活動を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

- ① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進
- ② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進
- ③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

- ・ 「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が人権学習活動の発表・交流を行いました。今後も、協力・参加・体験を取り入れた学習や活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にできる心を育てる保育を推進するため、県内 10 市町で合計 24 回の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で課題とされていることを洗い出し、具体的なテーマに沿って調査研究を行い、その内容を保育所での学習会等で活用していただけるよう、パンフレットとカードにまとめ、ホームページで公開しました。〔人権保育推進支援事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」における専門人材育成のため、三重県立子ども心身発達医療センターに市町職員（5 人）を受け入れ、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成する長期研修（1 年間）を実施しました。引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(3) 子どもの権利擁護の推進

- ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組
- ② いじめをなくす取組
- ③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

- ・ 北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応するため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、新たに鈴鹿児童相談所を設置しました。児童福祉法の改正や社会情勢の変化を受けて、「三重県社会的養育推進計画」を策定し、「子どもを虐待から守る条例」を改正しました。また、法的対応や介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士や警察官を配置しています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕
- ・ 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（12 市町 16 回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（5 市町 14 回）を行いました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 子どもの権利擁護を推進するため、新たに配置したコーディネーターを中心とした、

児相、警察、司法、医療等の多機関連携の推進や、虐待を受けた子どもの負担軽減を目的とした児相、警察、検察の三者による協同面接の導入、児童の本音や事実を聞き取るためのアドボカシー（権利擁護・代弁）研修の実施、適切な家庭復帰に向けた手法の構築に取り組みました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の計504校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを12人配置し、学校への支援を行いました。今後も子どもたちの課題に寄り添った支援を行うとともに、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築する必要があります。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ 平成30（2018）年に「三重県いじめ防止条例」を施行し、その基本理念をふまえ、三重県いじめ防止応援サポーターの取組やいじめ防止サミットの開催、いじめ防止強化月間の取組等、啓発と社会総がかりの取組をすすめてきました。今後も社会総がかりでの取組を進めることにより、いじめの防止に係る機運の醸成を図る必要があります。〔三重県いじめ防止条例をふまえた取組／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめや不登校の未然防止を図るため、魅力ある学校づくりについての調査研究を亀山市立亀山中学校区（1中学校6小学校）で行い、取組の成果を県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、県内20か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動の充実を図るために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間5回実施するとともに、不登校児童生徒への支援を行っているフリースクールの取組を支援しました。〔不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕

（4）子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進
- ② 学校と地域等の連携による活動への支援及びネットワーク化に向けた取組
- ③ 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進
- ④ インターネット上の人権侵害への取組の充実
- ⑤ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実
- ⑥ 地域社会と行政が連携した子どもが健やかに育つための環境づくり
- ⑦ 子どもの貧困対策

- ・ 7中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもとともに人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組みました。指定中学校区では、家庭や地域とともに取り組む人権学習活動や学習支援、体験活動等により、子どもの自尊感情や地域住民の人権意識が向上しました。〔子ども支援ネットワーク・アクション事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 子どもを持つ親等に対してネット被害防止の重要性、フィルタリングサービスの必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルールづくり等について、青少年やその保護者に対し、学校の授業や入学説明会等の機会を活用しながら啓発を行いました。〔青少年健全育成条例施行事業／子ども福祉部少子化対策課〕
- ・ 児童生徒のネット利用に関する知識や態度を育成するため、一問一答式の「みえネットスキルアップサポート」と、教職員がインターネットの危険性や家庭でのルール

づくりの必要性等を保護者に周知・啓発するための資料「ネットトラブルから子どもたちを守るために」を県教育委員会のホームページに掲載し、その活用について小・中・高等学校等の生徒指導担当教員や各市町教育委員会生徒指導担当主事に研修会等で周知しました。また、公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、専門業者によるネット上での問題のある書き込みの検索・監視等（ネットパトロール）を実施（15日間×3回）し、現状把握等を進めました。

今後も、インターネットの利用については、大人が一方的にルール等を子どもに押し付けるのではなく、子どもと一緒に、家庭、学校、友人同士や地域で考えることが大切であり、子どものうちから適正な使い方を学び、健全に賢く使う力を育むことが必要です。そのため、教職員のインターネットの利用に関する指導力向上を図る取組が必要です。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会事務局生徒指導課〕

- ・ 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体を構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（令和2（2020）年3月末現在 1,572 会員）等と連携し、「子ども応援！わくわくフェスタ」等を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しています。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。地域における子育て家庭を支える人材の育成として、市町と連携し子育て・子育てマイスター養成講座1町（38人養成）、孫育て講座3市町（53人養成）を実施しました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 県内の貧困家庭の実態を把握するため、生活実態調査を実施するとともに、ひとり親家庭や外国人家庭など子どもの貧困対策に取り組む民間団体等で構成する懇話会の意見等をふまえ、「第二期子どもの貧困対策計画」を策定しました。また、子どもの貧困対策推進会議を活用し、市町の子どもの貧困対策計画策定にかかる情報提供を行いました。子ども食堂については、研修会等を開催する団体に「子ども食堂開設ハンドブック」を配布し、子ども食堂の拡充を支援しました。〔子どもの貧困対策推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 三重弁護士会子どもの権利委員会では、いじめ予防の観点から児童等のいじめに関する理解を深めるために、希望の小学校を対象に「いじめ予防授業」を実施しています。また、子どもたちがいじめの問題を主体的に考えるワークシートを、県教育委員会と共同で作成しています。

(事例2) 児童養護施設の入所児童への学習支援事業を行っているNPO法人があります。同じ「学びサポーター」が同じ子どもに継続して関わり、子どもの気持ちを受け止めながら学習意欲を高めています。子どもの権利を尊重して、一人ひとりの子どもの自己肯定感を育むことが、その後の意欲を引き出すことにつながっています。

(事例3) 飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理事業に対して企業から協賛金を得て、収益の一部を広域対応型学童保育事業に生かしているNPOがあります。(どんぐりの会)

(事例4) 地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体があります。「子ども食堂」等の取組で、住民が交流し、助け合いができる地域づくりや、地域の課題解決につながっています。

(事例5) 保育施設を設け、従業員の子どものみを保育している企業があります。また、いくつかの企業では、施設を従業員以外にも開放しています。

(事例6) 学校に通うのがつらい子どものために、子どもが主体的になれる新しい学びの場を提供するフリースクールがあります。

(事例7) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴って学校が臨時休校となり、学童保育に通う子どもたちを支援するため、毎週お弁当を提供しているカフェがあります。

(2) 市町の取組事例

- 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。
- 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。
- 小中学生による「子ども人権フォーラム」が各市町で開催されています。人権についての体験や学習をもとにした自分の考えや意見を交流しています。
- 津市では、子育てに関する切れ目ない支援を行うために、市内15か所の子育て世代包括支援センターにて、保健師、助産師、保育士が地域の専門機関と連携して、一人一人にあった情報やサービスなどを提案する利用者支援事業を行っています。また、地域全体で子どもの育ち、親の育ちを支援することを目的とし、子育て支援施設「津市たるみ子育て交流館」の全面供用を開始しました。なお、津市たるみ子育て交流館は、妊産婦等の要配慮者が長期間の避難生活が必要になった時に、避難することができる拠点福祉避難所として運用することを想定しています。

■ 今後の取組方向 (令和2(2020)年度以降の取組方向)

- 令和元(2019)年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、子どもを体罰や虐待等から守るとともに、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活が送れるよう、取り組んでいく必要があります。
- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材の養成等、県民が行う活動への支援等に取り組みます。

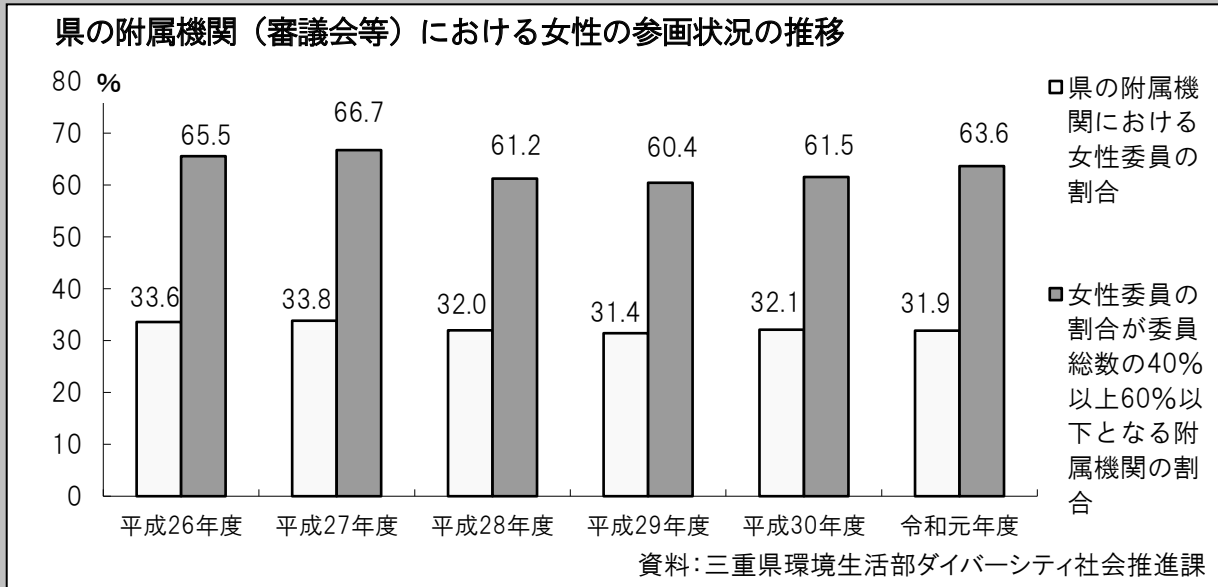
- 関係機関等の協力を得て、啓発活動を行うなど、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む機運を高めていきます。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司等の専門職の増員を着実に進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- 児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントツールのさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により児童の安全を確保します。また、ニーズアセスメントツールの精度を高めることにより、児童虐待の再発防止や家族再統合を進めます。加えて、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。さらに、多機関連携、協同面接、アドボカシー研修の実施など、子どもの権利擁護を重視した取組を推進します。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所等の職員を対象に、多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、現場で課題となっていること等について調査研究を行い、パンフレット等にまとめて啓発に努めます。
- 子ども支援ネットワークの取組が充実するよう、市町等教育委員会と連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情の向上を図っていきます。
- 「三重県いじめ防止条例」をふまえ、いじめ防止強化月間（4月、11月）の取組や、いじめの防止に向けて子どもたちや保護者、教職員、いじめ防止応援サポーター、地域住民等が意見や取組等を交流し合う地区別いじめ防止サミットを開催し、社会総がかりでの取組につなげます。また、SNSを活用した相談窓口「子どもSNS相談みえ」を実施し、いじめに悩んでいる子どもたちに適切に対応します。
- 「第二期子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的な支援、身近な地域での支援体制の整備に総合的に取り組みます。また、引き続き推進会議等を活用し、市町の子どもの貧困計画策定にかかる支援を行います。さらに、子ども食堂を拡充するために、食材の調達やボランティアの確保などさまざまな課題に対して取り組む「三重こども食堂ネットワーク」の活動を支援していきます。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校の臨時休業等に伴う生活環境の変化で子どもや保護者がストレスを抱える結果として、児童虐待の増加が懸念されているため、要保護家庭等について市町や学校などと連携して子どもの見守りを継続し、児童虐待の未然防止に取り組みます。また、減収等の影響を受けるひとり親家庭に対する支援を行うとともに、食を通じた子育て家庭への支援に取り組みます。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 403

女性

■ データからみた状況



データに関するコメント

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の参画を働きかけた結果、女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる附属機関の割合は増加した一方、女性委員の割合は減少しました。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

- ① 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた支援
- ② 市町、民間企業、団体等での女性参画についての理解促進に向けた啓発の推進
- ③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援
- ④ 女性の就労支援の推進

- ・ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の参画を働きかけました。引き続き、各部局へ女性委員の登用を働きかけるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。また、これまでの中間評価をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けて今後県が取り組むべき事柄について3点の提言をとりまとめ、審議会から知事へ提言書の手交を行いました。今後も評価・提言に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくこと

が必要です。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 市町担当課長会議や担当者研修において、男女の委員構成が均衡のとれたものとなることを目的に県が定める「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、女性委員の割合を高めるよう働きかけを行いました。引き続き、市町等に対して働きかけ、男女共同参画を推進していく必要があります。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 女性経営者等のネットワーク「みえ・花しょうぶサミット」では、構成団体の交流を深めながら、さらなる女性の社会進出と活躍を促進するため、構成団体の会員と学生とのグループワーク等を行いました。今後も、さらなる女性の活躍を促進し、地域の活性化につながる取組を展開していく必要があります。〔女性の就労支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

(2) 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進
- ② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（2回、参加者50人）、「地域リーダー養成講座」（1回、参加者21人）、「女性のためのエンパワーメント講座」（全2講座、延べ5回、参加者延べ106人）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や企業、学生・生徒等を対象にセミナー（15回、参加者419人）、出前講座（128回、参加者4,780人）等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。今後も、男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向け、企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(3) 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進
- ② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進
- ③ 雇用の場における妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの防止に向けた啓発
- ④ 育児・介護期の労働者に対する支援
- ⑤ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進
- ⑥ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

- ・ 県内の女性活躍推進の気運醸成を図るため、「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを行った結果、賛同いただく会員団体数は累計507団体となりました。また、本会議の企画運営を行う企画委員会を年間5回、女性活躍推進法に基づく協議会である連絡会議を7月31日に開催しました。
- ・ 1月30日、「みえの輝く女子フォーラム2020」において、県内企業等の経営者や管理職等のリーダー層および男性をターゲットに、「グローバル社会における日本の潜在力～女性の活躍でピンチをチャンスに！～」と題した基調講演を開催しました。
- ・ 本県の女性活躍の気運は徐々に高まってきている一方、会社の意思決定に関わるリーダー層の女性割合が低い傾向が続いていることから、引き続き、理解促進や行動改革に

つながる取組を通じて、女性が活躍できる職場環境づくりを支援していく必要があります。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 10月から12月にかけて、みえの女性リーダー育成講座「みえたま塾」を実施し、県内事業所20社より将来の管理職候補として推薦された27名の女性に受講いただきました。また、「みえの輝く女子フォーラム2020」の一環として、受講生の代表4名が本講座の成果発表を行いました。〔みえの活躍女子はぐくみプロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ UN Women(国連女性機関)が取り組む「HeForShe」(男女格差を女性だけの問題にせず、男性も女性もともに考えて行動しようという社会連帯運動)の趣旨の浸透を図るため、「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2020」を実施し、応募総数21社40件のなかから最も優れた取組を選定、「みえの輝く女子フォーラム2020」の一環としてグランプリ及び準グランプリを授与しました。また、これらの事業成果を県内へ浸透させるため、「チェンジ・デザイン・アワード2020取組事例集」を作成し、「女性の活躍推進三重県会議」会員企業や県内商工会議所、商工会への配布を行いました。引き続きUN Womenとも連携しながら本アワードの浸透に取り組み、次年度の応募を促していく必要があります。〔みえの活躍女子はぐくみプロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 県内中小企業における女性管理職比率は依然として10%前後と低い傾向が続いていることから、今後は各企業や団体における自主的な育成の取組を促すとともに、ロールモデルや「みえたま塾」卒塾生と県内の働く女性の交流の場を設けるなど、経営者への働きかけや、女性自身のモチベーションの向上につながる取組を継続して行っていく必要があります。〔みえの活躍女子はぐくみプロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ これまでの「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度をリニューアルし、長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度などの導入によりワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として65社登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている4社を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを開催する等企業への啓発を行いました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに向けて、より多くの企業で取り組まれるよう制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 県が実施した調査結果等もふまえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、将来のキャリアをデザインすることについて考えていただく機会を、県内大学等(ユマニテク短期大学、鈴鹿医療科学大学)の授業の一環として提供することで、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。今後も、高等教育機関の学生に対して就労継続に関する意識を醸成するとともに、子育て期等においても就労継続に必要な環境づくりを促進する必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館などの身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを設置する市町に対し設置や運営の助成を行いました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い、設置を進めていく必要があります。〔放課後児童対策事業費補助金／子ども・福祉部少子化対策課〕

- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動を実施しました。引き続き、ボランティアや活動場所を確保していく必要があります。〔放課後子ども教室推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 三重県の母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」に基づき、市町の母子保健体制を整備するため、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域の実情に応じた母子保健体制づくりへの支援を行うとともに、保健所単位の情報交換会を実施しました。引き続き、各市町の実情に応じた母子保健体制づくりへの支援が必要です。〔健やか親子支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 特定不妊治療や不育症、一般不妊治療等への助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談に応じるとともに、不妊や不育に対する正しい知識の普及を進めるための講演会を実施しました。また、不妊治療と仕事の両立に関するアンケートを実施した調査結果をふまえ、職場での不妊治療への理解や相談しやすい体制環境整備が必要であると考え、県と労使や医療関係者等による「不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定」を締結しました。さらに、不妊治療の理解を求めるための三重県版パンフレットを作成し、県内企業や指定医療機関等の関係機関へ配布しました。今後も、不妊治療に対する助成制度や専門相談の周知に努めるとともに、仕事をしながらでも治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。〔不妊相談・治療支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援が行えることを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。また、相談員による電話相談、面接相談をはじめ、メール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。また、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(12回開催、参加者延べ739人)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」(参加者83人)を開催するとともに、女

性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」(10回、参加者延べ228人)や高等学校等へのデートDV出前講座(5回、参加者延べ877人)を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。今後も、DVを防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。〔DV対策基本計画推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 三重県が登録を行う「みえの働き方改革推進企業」に令和元(2019)年度は65社が登録されました。なお、平成30(2018)年度の登録企業の中から、「住友電装株式会社」「株式会社石吉組」「株式会社光機械製作所」「東海住電精密株式会社」が知事表彰を受けました。

(事例2) 月に一度、シングルマザーとその子どもを対象にした相談会を開催しているNPO法人があります。不安を抱えるシングルマザーが安心して参加できるように、開催日時や会場の連絡方法を工夫しています。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、市内の幼稚園・小学校で「男女平等教育」、中学校で「デートDV予防教育」の出前講座を行いました。
- 東員町では、出産する母親が出産や育児に少しでも不安を感じた時に、いつでも父親がサポートしてあげられるよう、妊娠期から出産、子育ての情報誌として父親のための「パパBook」を作成しています。
- 伊賀市では、女性活躍を応援できる男性を育成し「みんなを活かし隊」として活躍してもらうため、「みんなを活かす男性リーダー養成連続講座」を開催しました。
- 名張市では、男女共同参画の意識や必要性を、さまざまな場面・テーマから捉え、市民に広く分かりやすく伝えていくことを目的として、名張市男女共同参画ハンドブック『分かち愛』のすすめ』を作成し、講座やフォーラムでの配布のほか、さまざまな機会を捉えて広く配布しています。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町とで「男女共同参画連携映画祭」を共同開催しています。映画を通じ、県民に男女共同参画について考えてもらい、気運を高める機会を提供しています。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

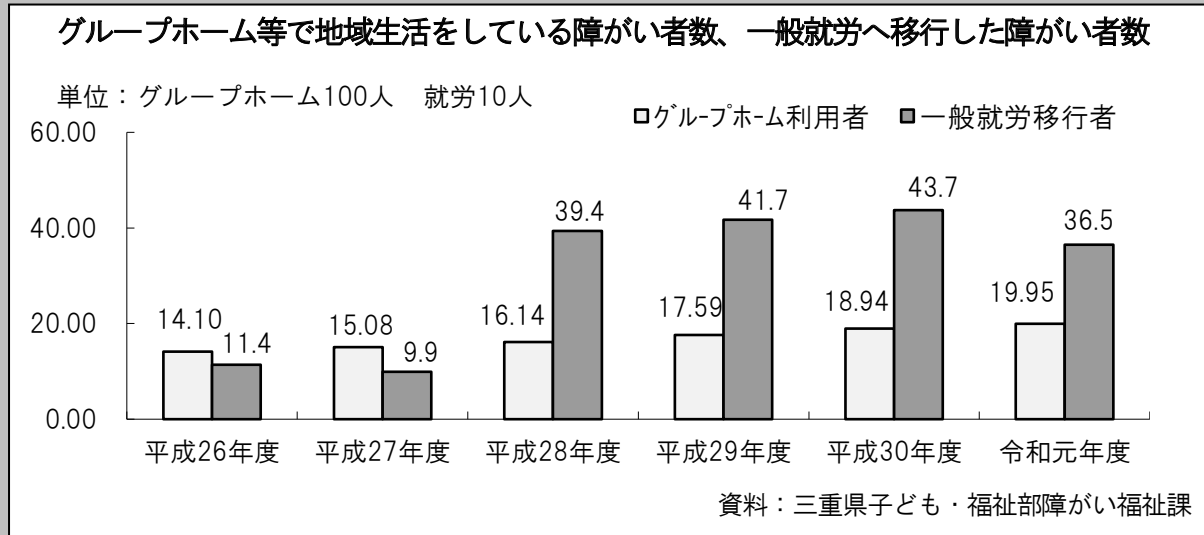
- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、性別による固定的役割分担意識をなくすとともに、生き方や価値観等をお互いに尊重しあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されるよう、さまざまな分野で取組を継続する必要があります。
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」に基づき、各部局と連携しさまざまな取組を一層推進していくとともに、「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定します。
- 政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、引き続き県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけていきます。
- 女性が一層活躍できる環境づくりを推進していくため、県内企業や関係機関等と連携を図りながら女性活躍推進のネットワーク拡大に取り組むとともに、「HeForShe」の趣旨をふまえたトップ及び男性の行動改革につながる講演会の開催や、具体の取組事例の収集及び表彰、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援を行っていきます。
- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発に引き続き取り組みます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員によるSNS相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と協力し、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていきます。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度などの導入によりワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携してセミナーを開催し企業への啓発を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりの実現に向け、引き続き「働き方改革」の推進に取り組めます。
- 令和元（2019）年度に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 離職、休業等に伴う収入減少による経済的負担や、感染に対する心理的負担など、新型コロナウイルス感染症が不妊治療に及ぼす影響をふまえ、希望する夫婦が不妊治療を実施または継続できるよう支援します。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、SNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 404

障がい者

■ データからみた状況



データに関するコメント

障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム（注1）等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数は増加傾向にあります。一般就労に移行した障がい者数は、平成30（2018）年度末に障害者就業・生活支援センターの設置体制を変更したことにより減少しました。これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。（平成28（2016）年度からの一般就労移行者数は、障害者就業・生活支援センターが支援を行って、一般就労へ移行した人を含んでいます）

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 障がいに関する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進
- ② 障がいに関する人権教育等の推進

- ・ 内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、「出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう—」をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や、障がいのある人とない人との間の相互理解・交流等に関する「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を深めるための普及・啓発を行いました。〔障害者週間普及啓発事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 県内各保健所において、精神科医療機関、市町、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神保健連絡協議会を開催しました。その中には地域精神保健福祉体制の課題が協議され、人材育成のための研修会等を開催しました。また、地域で暮らす精神障がい者が、安心して自分らしい生活ができるために「精神障害にも対応した地域包括ケ

アシシステム」の構築をめざして、各障害保健福祉圏域に設置した協議の場において、検討を進めました。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康推進課〕

- ・ 障がいに関する啓発を促進するため、「よしもとクリエイティブエージェンシーとの《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト」において、よしもと芸人と精神障がい当事者とのコラボ新喜劇を上演するなどの取組を行いました。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康推進課〕

(2) 障がい者の社会参加、参画の環境づくり

① 障がい者の社会参加が促進される基盤づくり

② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組みました。共生社会の実現をめざして、引き続き、プランに基づく取組を進めていくことが必要です。〔障がい福祉総務費／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重県障害者社会参加推進センターに、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業の実施を委託して、障がい者の社会参加を促進しました。〔障がい者社会参加促進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、県障がい者スポーツ大会を開催しました。東京パラリンピックや三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 亀山市で「三重県障がい者芸術文化祭」を開催(12月13日～12月14日)するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県との情報共有を図りました。〔障がい者の持つ県民力を発揮する事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎(2駅)のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 農福連携マルシェ(1回)によるノウフク商品のPRやスーパー、百貨店での販売(3店舗)、その他イベント出店(3回)を通じて農福連携によって生産される農産物・農産加工品(農福連携商品)の販路開拓に取り組むとともに、売れる商品づくりに向けた新商品の開発等を支援しました。今後、より一層の販路拡大につなげるためには、福祉事業所の生産体制の確立や商品力の向上を図る必要があります。また、農福連携のステップアップに向けた福祉施設外就労の拡大のためには、地域単位でコーディネートを行う仕組みが必要です。
農福連携全国都道府県ネットワークの活動を通じて、都道府県間の情報共有、先進事例の調査、農福連携マルシェの開催などに取り組みました。さらに、農福連携の全国的な定着と発展を目指す上では、都道府県間、日本農福連携協会等との連携を進める必要があります。〔農福連携による次世代型農業モデル構築事業／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 林業普及指導員等による福祉事業所と林業事業者とのコーディネート等の働きかけ

として、キノコ事業者に対し福祉との連携に向けた技術指導や、木工事業者・市町職員と連携し、商品開発に向けた検討会や試作品作成等に取り組んできたことから、具体的な連携取組につながっています。今後も、林業分野への障がい者就労を進めるため、林福連携の取組の拡大を図る必要があります。〔林業分野における福祉との連携推進事業／農林水産部森林・林業経営課〕

- ・ 漁業者と福祉事業所等の連携強化のための意見交換の場づくりや、水福連携の指導者を育成するための研修会を実施しました。また、水産業における障がい者の就労機会の拡大を支援した結果、福祉事業所に委託される漁労関連作業等の取組4件が創出されました。引き続き、漁業者と福祉事業所等との連携強化や障がい者に漁労作業を指導できる人材の育成に取り組む必要があります。〔水福連携による次世代型水産業モデル構築事業／農林水産部水産振興課〕
- ・ 障がい者の働く場を拡充するため、県内4か所に設置されている社会的事業所（注2）の運営を支援しました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。〔障がい者就労支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者が働くステップアップカフェを活用し、県民や企業の障がい者雇用への理解を深める「ステップアップ大学」の開催、職場実習・視察等の受け入れや就労支援事業所で製作した商品の販売支援などにより、障がい者の就労意欲の醸成に努めました。また、多様な機関で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」において、それぞれの取組に関する情報交換を実施するなど、障がい者の就労への環境づくりに努めました。

また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの登録企業等を対象とした企業見学会や、障がい者就労支援機関との意見交換会の開催のほか、障がい者雇用アドバイザーによる雇用支援制度の周知、ハローワークと連携した就職面接会の開催により企業の障がい者雇用への支援に努めました。

さらに、企業や社会福祉法人等の様々な委託先による障がい者の多様なニーズに対応した能力開発の機会を提供するなど、円滑な就労に向けた支援を行いました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

（3）障がい者の権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 障がい者虐待の防止
- ③ 権利擁護のための体制の充実

- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に関する取組として、条例や法の趣旨等について、広く一般県民を対象とした「こころのバリアフリー推進イベント」や、県民の方々がお集まりの場に直接出向いて説明を行う「みえ出前トーク」、関係団体等が実施する研修会での説明など、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。また、平成31（2019）年4月1日から専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図りました。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と

連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。〔障がい者権利擁護推進事業（障がい者差別解消対策事業）／子ども・福祉部障がい福祉課〕

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、さまざまな機会を通じ雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図りました。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修会を3回開催し、事業管理者や市町職員等の意識の醸成を図りました。〔障がい者権利擁護推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 専門家チーム会議を3回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、事案に対する助言をいただき事業所への指導の参考としました。〔障がい者虐待防止対策（専門性強化）支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

（4）地域生活への移行と地域生活の支援

① 地域生活への移行と地域生活の支援

② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進しました。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 事業所からの問い合わせ・相談への対応や集団指導等を通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、情報提供を行うことにより事業所を支援しました。〔障がい福祉サービス事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。〔障がい者相談支援体制強化事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 24時間、365日、精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制を整備し、精神疾患を有する方の支援を行いました。一方、一般救急との連携を密にすることなどにより、身体合併症患者の医療提供体制を確保していく必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進
 - ② 特別支援学校のキャリア教育の推進
 - ③ 交流及び共同学習の推進
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校等の教員に対して子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画の作成について助言などを行いました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（10回）を実施し、発達障がいのある子どもへの指導と支援について理解を深めました。引き続き、障がいのある子どもたちへの早期からの一貫した支援を進めるためには、小・中・高等学校等教員の専門性の向上を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用や企業等と連携した技能検定の実施等を行いました。引き続き、高等部生徒が希望する進路を選択していけるよう、計画的・組織的なキャリア教育を推進していく必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕
 - ・ 各特別支援学校において、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に実施することができました。引き続き、交流及び共同学習を実施し、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが相互理解を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 月曜日から土曜日まで弁当や総菜の製造販売をしているA型事業所があります。地域の方に事業所や利用者を認知してもらうために、自転車で新聞配達にも取り組んでいます。

(事例2) 地元産の野菜等を活用した料理をビュッフェ形式で提供している就労支援A型作業所のレストランがあります。自分の特性にあった持ち場を担当することで、新たな可能性を見つけて、生き生きと働くことにつながっています。

(事例3) NPO法人三重県精神保健福祉会では、精神障がい者が社会の中で自分らしく暮らし、家族が安心して生活できる社会の創生をめざして、「第44回三家連精神保健福祉大会」を開催しました。

(事例4) 松阪市中心街の公共施設で手すりや多目的トイレなどの普及状況をまとめた「バリアフリーマップ」を作成しているバリアフリー推進団体があります。

(事例5) 農福連携で六次産業化にとりくんでいる団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 松阪市、伊勢市、名張市、鈴鹿市は、手話を言語として位置付け、普及を図る「手

話言語条例」を制定しています。

- 津市では、市内在住の障がい者、要介護認定者、要支援認定者及び75歳以上高齢者世帯を対象にした大型家具等のごみ出し支援事業として、市職員による大型家具等（粗大ゴミ）の無料回収事業を実施しています。
- 鈴鹿市では、市とハローワーク鈴鹿等が主催し、共生社会実現へ向け、障がい者に就労機会を提供し、福祉事業所の商品、サービスを応援するため、多くの方が出会う場所として、障がい者の就労マルシェを開催しています。
- 伊勢市では、これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした皆さんに、障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげるために、「障がい者サポーター制度」に取り組んでいます。
- 伊賀市では、学校現場で障がい者差別につながる言葉が多く使われていることを受け、児童生徒の周囲の大人に向けたパンフレット「子どもたちが言葉で人を傷つけないために」を作成し、家庭訪問、地区別懇談会、人権学習の場などで配布、説明を行いました。
- 尾鷲市では、人権擁護委員による障がい者作業施設の訪問を実施しました。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、障がいのある人に対する理解を深める取組や啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の社会参加、参画の環境づくりや権利擁護の推進、地域生活への移行と地域生活の支援、特別支援教育の推進に取り組む必要があります。
- 「三重県障害者施策推進協議会」等を開催し、意見や助言を得ながら「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）に沿った障がい者福祉施策の推進に取り組むとともに、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする次期プランの策定に取り組みます。
- 精神保健福祉分野の地域連携体制の充実のため、各種研修会や連絡協議会を開催し、精神保健福祉分野の課題を整理するとともに、人材育成のための取組を進めます。また、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活ができるための「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を市町等関係機関と協働して推進します。
- 三重県障害者社会参加推進センターに委託して、さまざまな障がいにつながる各種事業を総合的に実施し、地域と連携して取組を進めることにより、障がい者の理解促進を図ります。
- 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催します。また、さまざまな機会をとらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組めます。
- 三重とこわか大会に向けて、引き続き選手や競技団体の育成、練習環境の整備を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組めます。
- 障がい者団体等と連携して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、知事連盟に参加している都道府県との連携を図ること等により、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組めます。
- 精神疾患、精神障がい者の正しい理解を啓発するため、「よしもとクリエイティブエージェンシーとの《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト」等による取組を進めます。
- 障がい者の一般就労の促進や福祉的就労を支援するための取組を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産活動に大きな影響を受けている就労継続支援事業所の運営を支援し、利用者の就労活動の支援、賃金及び工賃の確保につなげる取組を進めます。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から在宅就労を推進するため、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入を進めます。
- 発達障がい児・者の支援事業所において、ソーシャルスキルトレーニング学習（対人関係や集団行動に必要な技術を身につける学習）を推進するため、専用機器等の導入を進めます。
- 官公庁や一般企業が発注したい商品や作業を検索でき、事業所の受注情報や商品情報及び官公庁や一般企業からの発注情報を共有するサイトを構築し、ネット上の受注、調達拡大及び障がい者就労支援施設等の物品販売を促進します。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の普及啓発の推進や障がい者差別解消専門相談員による相談対応を行うとともに、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。また、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- 平成28（2016）年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援専門員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 三重県精神保健福祉審議会精神科救急医療システム検討部会等により、一般救急との連携も含めた精神科救急医療システムの課題について協議します。
- 県内の障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用への理解促進、雇用支援制度の周知、障がい者の職場定着の推進に向けた支援、障がい者雇用促進に係る課題への対応策の検討に取り組みます。
- 一般就労を希望する障がい者等を対象に、民間企業等への委託により、職業訓練を実施します。
- 農林水産分野において、福祉事業所等と連携し、生産事業者、加工事業者等での、障がい者の雇用、就労の拡大を図るため、ジョブトレーナーの育成、就労体験やモデル事業の実施、あっせん体制の整備、両者のマッチング支援等を進め、取組事例の情報発信を含め、関係者への普及啓発を行います。
- 就学前、小・中・高等学校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルファイルの活用を一層促進するとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
- 特別支援学校高等部の生徒が、進路希望を実現し、地域生活に円滑に移行できるよう、各学校で作成している特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進めるとともに、企業の連携のもと、各種技能検定や職場実習の実施に取り組みます。

令和2（2020）年度は特別支援学校高等部の生徒の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、生徒の進路実現を支援するため、早期からの企業の求人開拓や進路指導、企業とのマッチングを行います。

注1）グループホーム 障がい者の地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

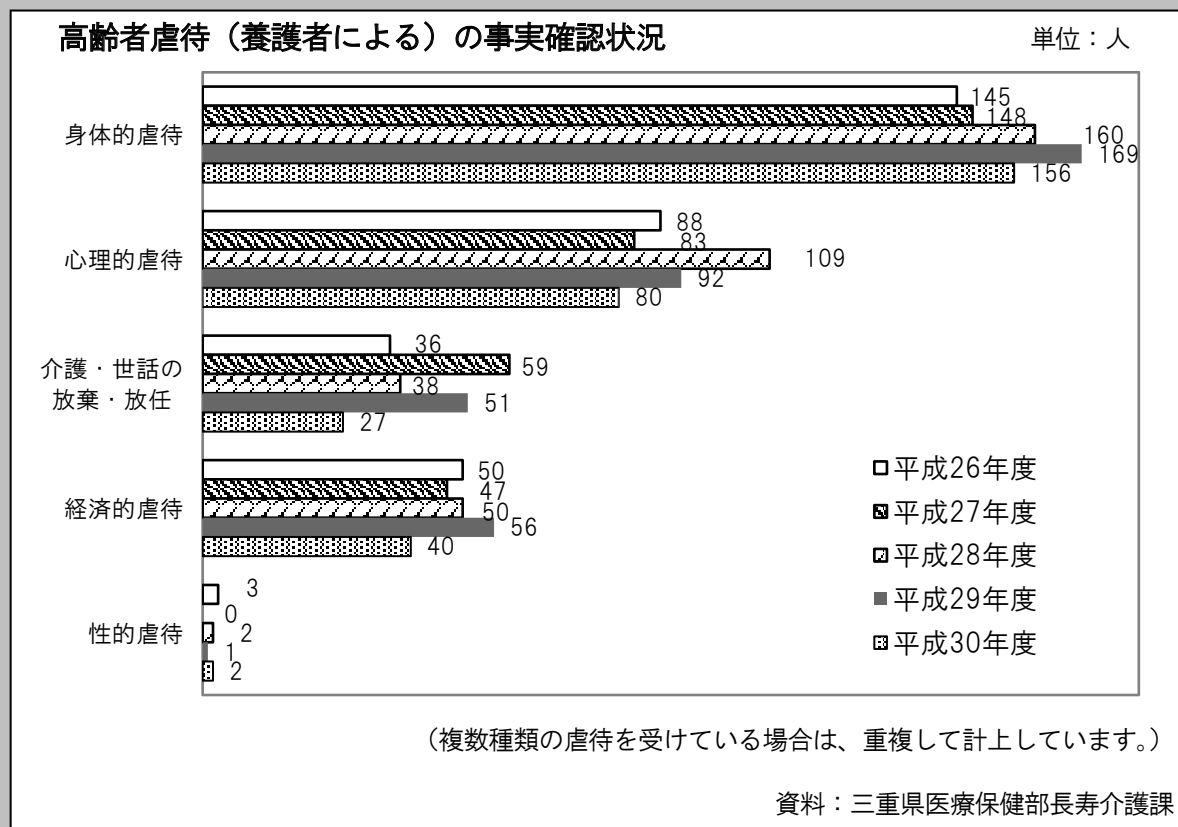
注2）社会的事業所 障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 405

高 齢 者

■ データからみた状況



データに関するコメント

県では、平成 18（2006）年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成 30（2018）年度中の虐待に関する相談・通報受理件数は 519 件ありましたが、このうち 212 件が虐待と判断されました。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）高齢者の社会参加、参画の促進と交流

- ① 老いや介護に関する正しい理解の普及
- ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備
- ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

- ・ 高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ（1,510 クラブ）の活動費の助成を行うとともに、三重県社会福祉協議会に委託して地域シニアリーダー養成研修（9 団体養成）を実施しました。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手・監督（128 人）を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生

活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。〔高齢者健康・生きがいつくり支援事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（2駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 働く意欲のある高齢者に対して地域生活に密着した就業の機会を提供するため、三重県シルバー人材センター連合会の運営に対して支援するとともに、三重労働局等の関係機関と連携し、就職面接会による求職者と求人企業とのマッチング支援に取り組みました。また、地域の多様な主体による高齢者の雇用・就業への新たな仕組みを作るため、経済団体をはじめとした関係機関と連携し、事業内容の検討を進めていきます。〔シルバー人材センター促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

（2）高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

① 地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービス提供基盤の整備の推進

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めています。同時に策定された「第7次三重県医療計画」と一体となって取組を進める必要があります。〔介護保険制度施行経費／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センター職員への研修（4回、115人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（1回）しました。また、各市町が介護予防・自立支援に係る事業を円滑に実施できるよう勉強会（1回、19人）や事業所担当者の研修会（1回、116人）を開催しました。さらに、市町の在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングを行い現状や課題等を把握するとともに、市町の在宅医療・介護連携コーディネーターの意見交換会の開催等に取り組みました。引き続き、地域ケア会議や介護予防・自立支援に係る事業の充実、在宅医療・介護連携体制の構築に向けて市町を支援する必要があります。〔地域包括ケア推進・支援事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査（25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム（6施設）の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）や認知症高齢者グループホーム（2施設）、看護小規模多機能型居宅介護（2施設）等の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。〔介護サービス基盤整備補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 軽費老人ホーム（35施設）の運営に対して補助を行いました。今後も居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、安定した施設運営を支援

する必要があります。〔軽費老人ホーム運営費補助金／医療保健部長寿介護課〕

(3) 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

① 質の高い介護サービス提供への取組

② 福祉人材の安定的確保

③ 健康づくり活動の展開と効果的な介護予防事業の実施

- ・ 介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人（147 法人）を支援しました。利用者負担の軽減を実施する法人をさらに増やしていく必要があります。〔ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 介護従事者を確保するため、県福祉人材センターにおいて無料職業紹介やマッチング支援等の事業を実施しました。〔福祉人材センター運営事業／医療保健部医療介護人材課〕
- ・ 平成 28（2016）年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者 738 人）や主任介護支援専門員更新研修（参加者 154 人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施等に向けて取り組む必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護施設等職員研修事業／医療保健部長寿介護課〕

(4) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

① 高齢者虐待の防止と適切な対応

② 認知症総合対策の推進

- ・ 家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。〔認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 平成 28（2016）年の「認知症サミット in Mie」で採択されたパール宣言に基づき、認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成（13 人）や、かかりつけ医（2 回、48 人）、歯科医師（1 回、46 人）、薬剤師（1 回、54 人）、看護師（1 回、43 人）、病院勤務の医療従事者（3 回、120 人）を対象とした認知症対応力向上研修等を実施しました。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成（令和元（2019）年度末現在 198,644 人）に取り組みました。「認知症サミット in Mie」におけ

るパール宣言に基づく取組状況を把握しつつ、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。〔認知症ケア医療介護連携事業、認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

- （事例1）さまざまな企業で、従業員が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症への正しい理解に基づく対応等を学んでいます。
- （事例2）高齢者の介護予防や家族支援に取り組んでいる認知症サポーターの自主活動グループがあります。
- （事例3）三重県文化会館（公益財団法人三重県文化振興事業団）では、高齢者や介護家族、認知症当事者を含めた人が参画した演劇集団による創作劇を上演し、不安やマイナスのイメージを転換し、豊かに生きることができる超高齢社会をめざして取り組んでいます。
- （事例4）高齢化が進んできた団地で福祉バスを自主運行している自治会があります。複数の病院、スーパーマーケット等を経由するさまざまなルートを設定し、利便性を高め、利用する高齢者間のつながりを作り出しています。
- （事例5）宅配会員のうち金融機関に出向くのが困難な高齢者などを対象に、現金を宅配するサービスを一部地域で始めたスーパーマーケットがあります。
- （事例6）NPO法人「みなみいせ市民活動ネット」が図書室を運営しています。図書の貸し出しだけでなく、高齢者のコミュニティ作りにもつながっています。

(2) 市町の取組事例

- 平成30（2018）年度から介護保険法に規定された在宅医療・介護連携推進事業のすべての項目を実施することとされる中、各市町において、地域の課題抽出や対応策の検討、多職種の参加による事例検討会等の実施、情報共有のためのICTの活用、医療・介護関係者からの相談対応や連携推進等を担う拠点の設置などの取組が進められています。
- 平成30（2018）年度からすべての市町に認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が配置され、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症の人や家族、地域の方々が集える場である「認知症カフェ」を開催するなど、認知症の人と家族を支える体制づくりを進めています。
- 平成30（2018）年度からすべての市町に生活支援コーディネーターが配置され、元気な高齢者にごみ出し、見守りなどの生活支援サービスを行ってもらうなど、地域の多様な資源をつないで高齢者の生活を支える取組が進められています。
- 鈴鹿市では、所定の要件を満たす認知症カフェを「医療や介護のはなしができるカフェ」として登録する事業を実施しています。登録された認知症カフェには、目印となるステッカーやのぼり旗を交付するなど、運営の支援を行っています。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

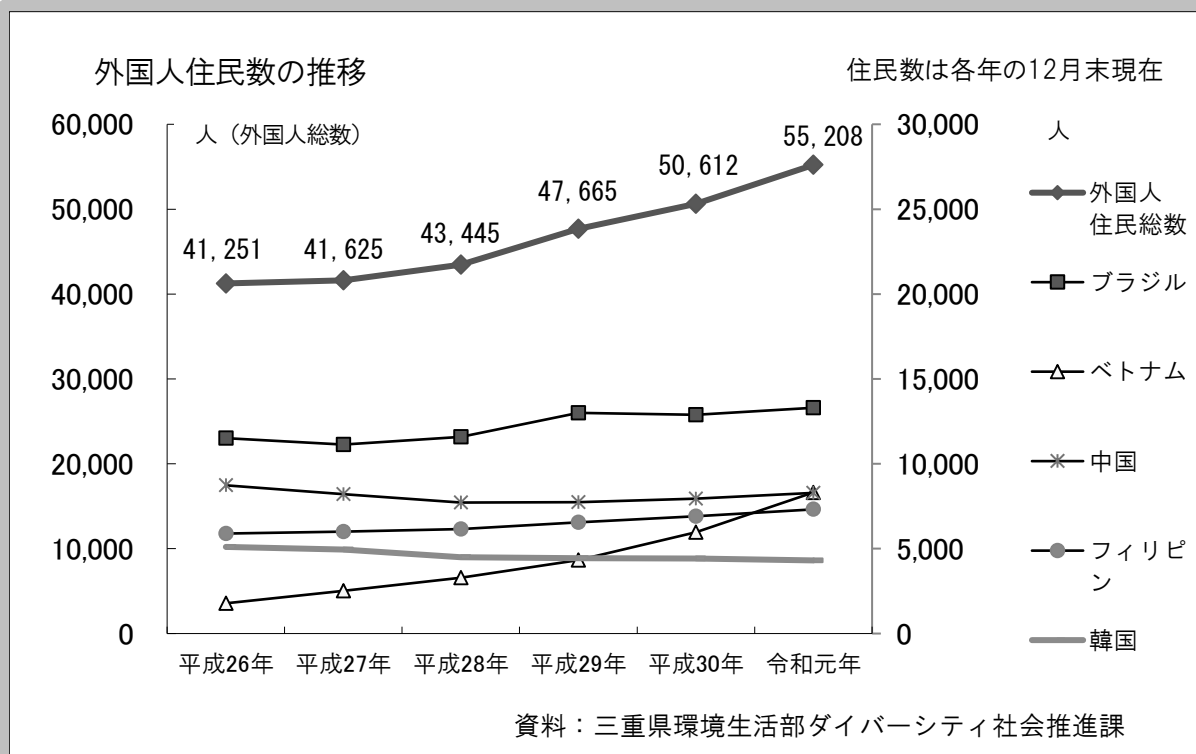
- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、高齢者の人権に配慮した社会環境の整備をはじめ、さまざまな取組が必要です。
- 公共交通機関を利用する際に誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に対し支援します。
- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30年度～令和2年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、同計画に基づく取組や実績をふまえながら、次期計画（令和3年度～令和5年度）の策定に取り組みます。
- 在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施します。また、介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣するとともに、市町や地域包括支援センターの職員等への地域支援事業に係る研修会について内容の充実を図りつつ市町を支援します。さらに、在宅医療・介護連携の推進に向け、各市町において地域の状況をふまえた取組が推進されるよう研修会を開催するなど、市町の取組を支援します。
- 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、施設に対し入所基準に沿って優先度の高い人が適正に入所できるよう指導していきます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症疾患医療センターの更新、認知症サポート医の養成等を行うとともに、医療と介護の連携を図るため、レセプトデータを活用した認知症患者の実態分析を行います。また、認知症コールセンターの設置、認知症サポーターの養成等により、地域における相談・支援体制の充実を図るとともに、「認知症サミット in Mie」から4年が経過することから、「パール宣言」に基づく取組の進捗状況について把握しつつ、今後の認知症施策のあり方について検討します。
- 働く意欲のある高齢者が、培ってきた経験や能力を発揮することができるよう、地域に密着した就業の機会を提供する取組を支援します。

(施策分野4) 人権課題のための施策

人権施策 406

外国人

■ データからみた状況



データに関するコメント

令和元（2019）年12月末現在の三重県の外国人住民数は、55,208人（前年比4,596人、9.1%増）で過去最高を更新しました。県内総人口に占める外国人住民の比率は、3.04%になりました。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが13,300人で全体の24.1%を占め、以下ベトナム、中国、フィリピン、韓国と続いており、上位5か国で75.2%を占めています。なお、平成30（2018）年末の出入国在留管理庁統計によると、三重県は、全国で4番目に外国人比率が高くなっています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり
- ② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進
- ③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

- ・ 東海4県1市が連携して開催する「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを、岐阜県で開催しました。日本で働く外国人が増えていることから、外国人労働者の適正雇用について企業関係者等に働きかけていく必要があります。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 多文化共生に関する教育・普及を推進するキーパーソンとなる学校職員等の人材育成を目的とした国際理解教育研修を実施しました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 多文化共生理解イベントを民間団体と連携して開催し、異なる文化や慣習への理解を深める機会を提供しました。今後も地域で開催される多文化共生に関するイベント等に参画していくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を周知する啓発パンフレットを継続して配付するとともに、県民人権講座等を開催し啓発に努めました。今後も、外国人差別を解消する取組を通じて、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めていきます。〔「ヘイトスピーチ解消法」の啓発／環境生活部人権課〕

(2) 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

- ① 外国人労働者の相談窓口の充実
 - ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備
 - ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実
 - ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援
 - ⑤ 外国人住民への防災に関する支援
- ・ 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対してアドバイスをを行うとともに、ポルトガル語・スペイン語通訳による電話相談に対応しました。引き続き、外国人住民向け労働相談の効果的な周知に努めていく必要があります。〔中小企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ 留学生等の外国人材の就職を支援するため、県内企業への就業体験や現地見学会等を実施しました。また、外国人労働者が安心して働くことができるよう適正な労働環境を確保するため、事業者に対して労働関係法令の遵守等を周知するセミナーや個別相談会を実施するとともに、三重労働局と連携して経済団体に要請活動を行いました。引き続き、留学生等が県内企業へ就職できるよう、企業との出会いの場を提供するとともに、受入企業の体制整備を推進する取組が必要です。〔地域活性化雇用創造プロジェクト運営事業／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ ポルトガル語及びスペイン語の医療通訳者を育成する研修を開催するとともに、今後の需要が見込まれるベトナム語、フィリピン語等の医療通訳者を育成する研修を開催しました。また、医療機関（3機関）に医療通訳者を試行的に配置したところ、医療通訳者の雇用につながりました。さらに育成した医療通訳者が活躍する場（医療機関等）を広げる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 外国人エイズ患者等の診療が円滑に行われるよう医療機関に通訳（ポルトガル語）を派遣しました。全国の新規HIV感染者・エイズ患者のうち外国人が占める割合は、近年増加傾向であることから、診療を受けやすい体制を整備するため、今後も通訳派遣を継続していく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
 - ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談を一元的に受け付ける「みえ外国人

相談サポートセンター」(愛称「MieCo」)を令和元(2019)年8月1日に開設し、11言語で窓口及び電話相談に応じました。外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化等の行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供しました。より多くの外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。〔情報や学習機会の提供事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 必要な情報を外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図るため、国際交流員による出前講座を行いました。〔情報や学習機会の提供事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人入居者に共同生活ルールを理解してもらえるよう「県営住宅だより」の外国語版(ポルトガル語、スペイン語版)を配布しました。また、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができるよう、「通訳付き電話相談窓口(3者通話可能)」を1回線設けるとともに、来庁された外国人入居者と円滑にコミュニケーションがとれるよう携帯翻訳機を導入しています。〔公営住宅管理事業/県土整備部住宅政策課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行う「災害時語学サポーター」を養成する研修と、災害時の情報提供に特化した図上訓練を開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(3) 外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

② 外国人児童生徒への教育支援

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

- ・ 有識者、NPO、経済団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催して、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証するとともに、「三重県多文化共生社会づくり指針」改定案について意見を聴取しました。また、外国人住民等の意見を取組に反映させるため「三重県外国人住民会議」を開催しました。外国人住民には、アクティブ・シチズンとして、地域への参加・参画が求められています。〔多文化共生がもつ力の活用事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内7市において、「初期適応指導教室」を開設したり、外国人児童生徒及びその保護者に進路の情報を提供する進路ガイダンスを開催したりするとともに、各市町における「特別の教育課程」による日本語指導の取組を進める等、将来、社会で自立できる力を育成するための支援を行いました。また、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣による日本語指導等、指導体制の充実に努めました。〔多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業/教育委員会小中学校教育課〕
- ・ 外国につながる子どもに対する就学前支援教室(プレスクール)の新規立ち上げに必要となる、人材を育成するための研修会を開催するとともに、カリキュラムや教材を「三重県プレスクールマニュアル」としてとりまとめました。〔情報や学習機会の提供事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、四日市市、

鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における指導の充実を図りました。また、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等の業務を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語）2名を県立高校の拠点校に配置しました。

〔社会的自立を目指す外国人生徒支援事業／教育委員会高校教育課〕

- ・ 外国人生徒および保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、外国人生徒キャリアサポーター1名を県立高等学校に配置するとともに、進学・就職セミナー等を実施しました。〔未来へつなぐキャリア教育推進事業／教育委員会高校教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）公益財団法人三重県国際交流財団では、外国につながる親と子を対象に日本語習得および母語保持を目的とした読み聞かせ教室を開催しています。

（事例2）国際交流の推進を目的とする団体が、行政等と連携し、外国への疑似旅行や外国語によるスキット（寸劇）を体験するイベントを開催し、異なる文化や生活様式になどについて理解を深める機会を提供しています。

（事例3）毎週土曜日に1時間、地域のコミュニティセンターで近隣の小学生、ブラジル人学校の子どもの対象に学力補充や日本語習得に取り組んでいる団体があります。多様なニーズに応えようとマンツーマンに近い形で関わり、「わかる喜び」が感じられるように丁寧に取り組んでいます。

（事例4）子ども食堂を隣保館で開催している住民協議会があります。地域には外国籍の子どもも多いことから、開催チラシの配付にあたっては、ルビをふったり、母国語に翻訳したりして、学校と連携しながら取り組んでいます。

（2）市町の取組事例

- 南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13（2001）年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交換や国、県及び関係機関への提言等を行っています。
- 名張市では、増加する外国人住民に対し幅広い支援と交流を行う拠点として、多文化共生センターを開設しました。
- 鈴鹿市では、多国籍化する外国人住民への多言語対応として、タブレット端末を用いた「多言語通訳システム（13カ国語に対応）」を導入し、相談窓口の充実を図っています。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

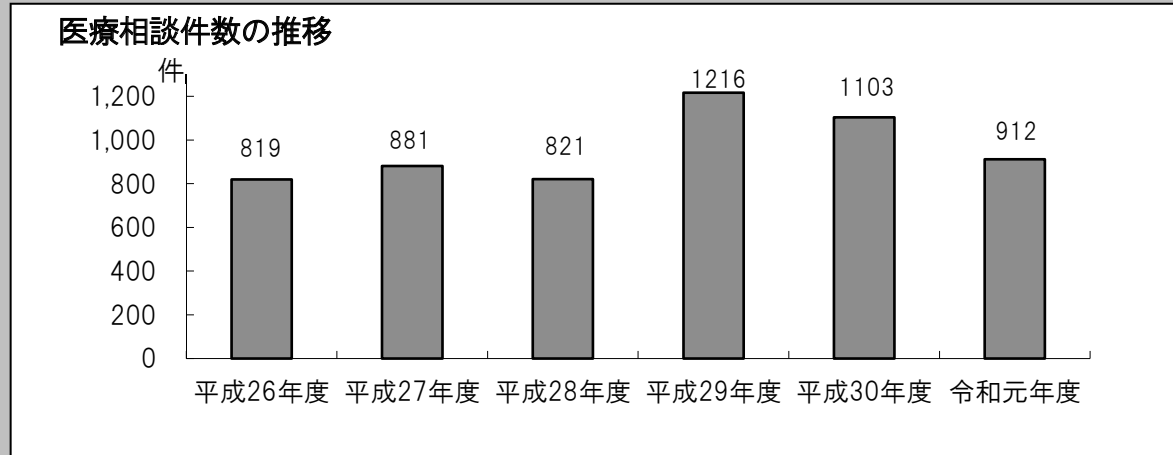
- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、外国人の権利擁護と、相互理解のための教育・啓発の推進に取り組む必要があります。

- 「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みます。
- 日本語教育の実態・課題を把握するとともに、地域日本語教育の総合的な推進計画を策定するなど地域の日本語教育環境の強化に取り組みます。また、外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報を多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で提供します。
- 外国人住民の生活上のさまざまな相談に対応する「みえ外国人相談サポートセンター」（愛称「MieCo」）を運営するとともに、広域で解決すべき、医療通訳や災害発生時に外国人住民の支援等を行う人材の育成、消費者被害の防止等について、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校は、依然増加傾向にあり、広域化も進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。
- 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対応するとともに、外国人住民向け労働相談の周知に努めます。
- 留学生等の外国人材の県内企業への円滑な就職を支援するため、留学生等を対象に県内企業への就業体験や現地見学会等を実施します。また、採用ノウハウの提供や労働関係法令の遵守に向けたセミナーを開催するなど、企業側の受入体制の整備促進を図ります。
- 国に対して、全国人権同和行政促進協議会を通じ、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の充実強化を求めていくとともに、今後も、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めます。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 407 **患者等**（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）

■ データからみた状況



データに関するコメント

医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高まり、医療相談窓口の周知が進んだことなどから、近年の相談件数は高い水準で推移しており、令和元（2019）年度の相談件数は912件となりました。

1. 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① インフォームド・コンセントの推進
- ② 患者本位の切れ目のない医療提供体制の構築
- ③ 医療情報の提供による医療機関の適切な選択の支援
- ④ 医療従事者への啓発の推進

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族等の悩みや不安等の相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点等の病院や患者会等との連携を進めました。また、社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、企業の人事担当者に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん患者等相談支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 救急医療情報システムの充実を図るため、新規開業者を中心にシステムへの参加を

働きかけました。廃業等による医療機関の減少はあったものの、全体としては増加となりました。〔救急医療体制推進・医療情報提供充実事業／医療保健部医療政策課〕

(2) 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ・ 「HIV検査普及週間」(6月1日～7日)及び「世界エイズデー」(12月1日)等に、研修会、パネル展、街頭キャンペーンの実施やラジオ、ホームページ、広報誌等によって、県民に対し正しい知識の普及、啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。新規HIV感染者・エイズ患者の報告は、近年10件程度で推移していることから、引き続き普及啓発活動を行っていく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
- ・ ハンセン病問題に対する正しい理解の普及啓発を行うため、県人権センターや県庁舎等でのパネル展示を計4回実施しました。さらに、ハンセン病問題に関心のある県民を対象としたバス借上げによる療養所訪問、所内の史跡等見学及び療養所入所者との交流の機会を提供するフィールドワーク事業を実施しました。今後、入所者の高齢化が進み、各事業等への参加も年々厳しい状況であることから、要望を的確に捉えながら取組を進めること、また、引き続きハンセン病問題を風化させない正しい理解の普及啓発活動を検討していくことが必要です。〔ハンセン病に対する理解の推進／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、各患者会との協力のもと、難病患者を対象とした学習会及び交流会を開催しました。また、難病診療連携拠点病院等と連携し、難病患者の支援に携わる医療従事者及び介護従事者を対象とした難病研修会を開催し、難病への理解を深めました。引き続き、難病に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業、難病在宅支援事業／医療保健部健康推進課〕

(3) 医療・生活支援体制の充実

① 医療相談体制の充実

② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実

③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援

④ 難病患者への医療・生活支援

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不安や心身の不調を感じている県民や医療従事者の方の相談窓口を開設しました。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 県内各保健所(四日市市保健所を含む)において、感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施し、令和元(2019)年度の検査件数は1,394件、相談件数は283件でした。新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合(いきなりエイズ:38%)は、全国平均(約30%)を超えていることから、HIV感染の早期発見につながるよう普及啓発活動の継続と検査体制の強化が必要です。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
- ・ 長期にわたり強制隔離されたハンセン病元患者への療養生活支援のため、県出身者が入所している療養所への訪問を実施しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や療養所入所者家族に対しての生活援護を行いました。今後も引き続き療

養所入所者等の高齢化に伴うニーズの変化をふまえた支援が必要となっています。

〔ハンセン病元患者への生活支援事業／医療保健部医療政策課〕

- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等に対して各種相談、就労支援等を実施するとともに、患者会の活動を促進するなど、難病患者及びその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安解消に努めました。引き続き、地域の医療機関、市町と連携しながら、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業／医療保健部健康推進課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）薬物依存の経験がある人に「生きるためのコミュニティ」を作って支援するNPO法人があります。一人ひとりが自己表現できる活動を充実させています。

（事例2）難病や患者数が少ない疾患の啓発イベント「Rare Disease Day 2019 in 三重」が、当事者団体の主催により、桑名市で開催されました。

（事例3）動作補助用具を製作・提供し、自立した生活につなげてもらおうとしている団体があります。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進や患者本位の医療体制づくり、医療・生活支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 難病対策については、関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、引き続き難病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- がん対策については、県内の拠点病院、準拠点病院及び連携病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、がん患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施し、がん対策を総合的に推進していきます。
- エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談、検査、医療体制の充実等の取組を進めていきます。また、さまざまな感染症等に対しても、不安や誤解を解消するため、正しい知識の普及啓発、的確な情報提供などに努めます。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- 令和2（2020）年1月に発生した新型コロナウイルス感染症への対策を教訓として、「三重県感染症対策条例（仮称）」を制定（予定）し、自治体や医療関係者、県民などの果たすべき役割を明らかにするとともに、差別や偏見の根絶などの事項について定めます。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、SNS等で憶測によるデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷等が発生していることから、人権侵害等の再発防止に向け、啓発・教育をさまざまな主体と連携して進めます。

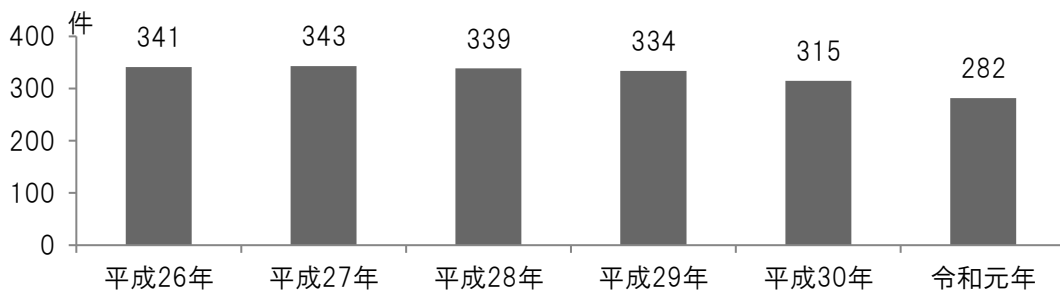
（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 408

犯罪被害者等

■ データからみた状況

身体犯事件、重大な交通事故事件等の発生件数



資料：三重県警察本部

データに関するコメント

各警察署等に被害者支援要員を配置し、殺人、強制性交等などの身体犯事件や、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対し、病院、事情聴取等への付添い、各種相談への対応などを行い、精神的な負担の軽減に努めています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 関係機関相互や民間団体との連携推進
- ② 相談窓口の充実と広報の実施
- ③ 犯罪被害等の早期軽減

- ・ 「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。〔「三重県犯罪被害者等支援推進計画」の策定／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報交換等を行い、関係機関・団体との連携強化を図りました。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、支援に必要な情報を早期に提供するとともに、同センターで開催される研修会に職員を参加させるなど、連携強化を図りました。〔犯罪被害者等早期援助団体への情報提供、みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携／警察本部広聴広報課〕

（2）犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

- ① 幅広い啓発と情報提供

② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催

③ 積極的な広報啓発活動の推進

- ・ 「犯罪被害者支援を考える集い」を開催（参加者約 300 人）し、殺人事件被害者遺族の講演等を行いました。また、中学生、高校生及び大学生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を合計 11 校（約 3,200 人）で開催しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業、命の大切さを学ぶ教室／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例制定記念フォーラム」を開催（参加者約 150 人）し、犯罪被害者ご遺族による講演や人形劇、パネルディスカッション等を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心にリーフレットの配付やパネル展示等の広報啓発活動を積極的に実施しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

(3) 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援

② 犯罪被害者への経済的支援

③ 犯罪被害者等の安全確保

④ 犯罪被害者等への県営住宅入居の配慮

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営開設し、相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めています。令和元（2019）年度は、328 件の相談件数がありました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、見舞金を給付しました。令和元（2019）年度は、9 件の給付を行いました。〔三重県犯罪被害者等見舞金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等の精神的ケアのため、部内カウンセラーによるカウンセリングを積極的に行いました。〔犯罪被害者に対するカウンセリング／警察本部広聴広報課〕
- ・ 診断書料・緊急避妊薬投薬料等の公費支出や、犯罪被害給付制度による経済的支援を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる公費支出事業、犯罪被害給付制度の運用／警察本部広聴広報課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ 犯罪被害者等からの優先入居希望はありませんでしたが、引き続き、犯罪被害者等が県営住宅へ優先入居できる制度の周知に努める必要があります。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、ボランティア支援員の養成講座および同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

(事例2) 犯罪や非行をした人の就労を支援し、その改善、更生を援助するとともに、再犯、再非行を防止し、法秩序の維持に寄与することを目的として活動している団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、犯罪被害者の置かれた特殊事情を考慮し、プライバシーの保護及び二次被害の防止に努め、「ワンストップサービス」による支援を行っています。
- 松阪市では、平成30(2018)年9月に犯罪被害者支援窓口を設けました。
- 四日市市では令和元(2019)年10月に犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等に対する「支援金の支給」や「日常生活の支援」を制度化しています。また、各部署の支援内容をまとめた「犯罪被害者等支援関連事業一覧」を作成し、啓発に努めています。

■ 今後の取組方向（令和2(2020)年度以降の取組方向）

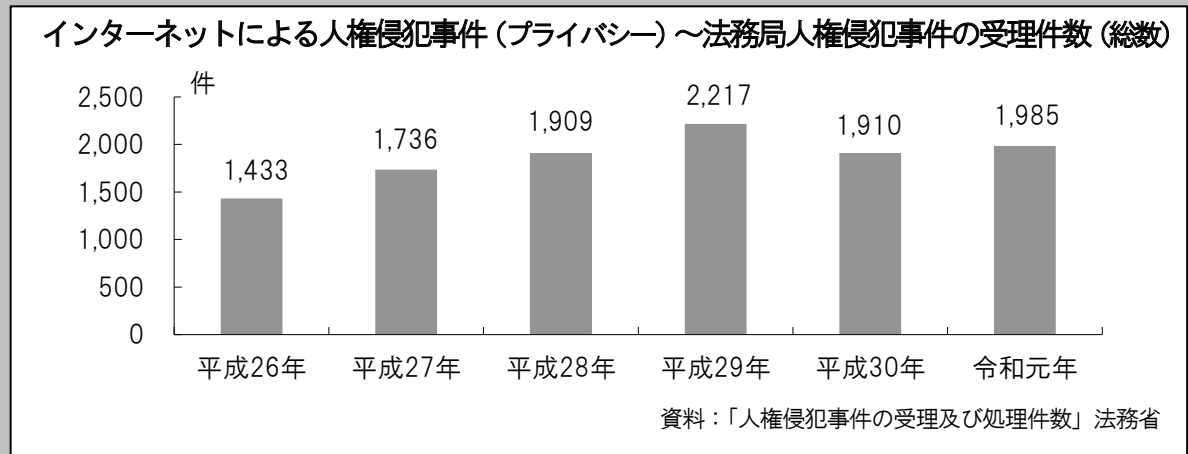
- 令和元(2019)年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、犯罪被害者等の人権問題について、偏見等による人権侵害等の新たな被害を受けることがないよう、幅広い啓発活動や、犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じるため、相談窓口の設置やカウンセリング体制の整備に取り組む必要があります。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員によるSNS相談や電話相談、面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということを、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者等を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。

- 警察本部では、被害者支援要員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い必要な助言等を行うほか、犯罪被害者等が抱える事情に応じた柔軟な支援を行うとともに、公費支出制度や犯罪被害給付制度を適正に運用していきます。また、関係機関・団体と連携し、途切れることのない支援を行っていきます。
- 令和元（2019）年度に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、県内のいずれにあっても犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るほか、見舞金制度に係る外国語版チラシ（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）を作成し、外国人への制度周知を図ります。
- 「犯罪被害を考える週間」を中心にイベントの開催、その他各種広報媒体を活用した効果的な啓発を実施し、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進します。
- 犯罪被害者等が県営住宅へ優先入居できる制度の周知を行います。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、SNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 409 インターネットによる人権侵害

■ データからみた状況



データに関するコメント

令和元（2019）年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,910件を75件上回る1,985件（3.9%増加）でした。これは、平成29（2017）年に次いで過去2番目に多い件数です。このうち、プライバシー侵害事案が1,045件（対前年比23.1%増加）、名誉毀損事案が517件（対前年比22.5%減少）となっており、この両事案で全体の78.7%を占めています。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握

② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行う協力者の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業（ソーシャルウォッチャー）／環境生活部人権センター〕

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

① インターネット上における人権尊重の意識を高める啓発の推進

② インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育の推進

- ・ 同和問題をはじめとする人権課題について正しい理解と認識を広めるとともに、インターネット上における人権尊重の意識を高めるため、県民人権講座において、「ネット上の差別投稿とこれからの教育・啓発」をテーマに講演を行いました。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 児童生徒のネット利用に関する知識や態度を育成するため、一問一答式の「みえネットスキルアップサポート」と、教職員がインターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を保護者に周知・啓発するための資料「ネットトラブルから子どもたちを守るために」を県教育委員会のホームページに掲載し、その活用について小・中・高等学校等の生徒指導担当教員や各市町教育委員会生徒指導担当主事に研修会等で周知しました。また、公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、専門業者によるネット上での問題のある書き込みの検索・監視等（ネットパトロール）を実施（15日間×3回）し、現状把握等を進めました。
 今後も、インターネットの利用については、大人が一方的にルール等を子どもに押し付けるのではなく、子どもと一緒に、家庭、学校、友人同士や地域で考えることが大切であり、子どものうちから適正な使い方を学び、健全に賢く使う力を育むことが必要です。そのため、教職員のインターネットの利用に関する指導力向上を図る取組が必要です。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディアリテラシーの向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 児童生徒のネットモラルを育成するための資料を教職員に対してホームページで情報提供しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）総務省、文部科学省及び通信事業者等が連携し、保護者や学校の教職員、児童生徒を対象とするインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動「e-ネットキャラバン」を実施しています。県内でも学校や保護者組織がこれを活用しており、53回の講座が開催されました。

（事例2）小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブル等、さまざまな問題を伝えている企業があります。

（事例3）インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んで

いる公益法人があります。この取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

(2) 市町の取組事例

- 桑名市、伊賀市、名張市では、インターネットのモニタリングを定期的に行っています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（令和2（2020）年度以降の取組方向）

- 令和元（2019）年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、インターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等を防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、差別事象や人権侵害の監視・削除に関する体制づくりを進める必要があります。また、インターネットの特徴や適正な利用、モラル等についての啓発や教育を推進し、差別事象・人権侵害が起きない環境づくり等を行う必要があります。
- インターネット上に同和地区と称する地名を書き込むなどの差別を助長、拡散させる行為に対しては、引き続き全国人権同和行政促進協議会を通じて、インターネット等を利用した差別行為の防止についての取組を国に対して要望していきます。
- 新型コロナウイルス感染症の患者等へのインターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングについて、市町や関係機関に呼びかけ、幅広く頻回に実施するとともに、違法な書き込み等に対する削除要請等の早期対応を行います。また、インターネット上の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望していきます。
- インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。また、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習得と削除要請などの演習を行い、モニタリングやネットモラルの啓発をそれぞれの地域で行っていただく協力者を増やすため、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催します。
- 大学生や高校生が、これまでのスマートフォン等ネット利用の中で経験してきたことを基に、ネットトラブルやネット依存、ネットの有効利用について意見交流を行い、高校生や中学生、小学生に伝えたいインターネットの適正利用をまとめ、高校生や中学生、小学生、保護者に発信します。また、インターネットの適正利用に係る意見交流会や研修会から得た知見を活かし、県内の教育学部に通う大学生が公立の小中学校等で、「インターネットの適正利用促進講座」を行います。さらに、SNSにおけるトラブルを投稿することができるアプリを作成し、大学生の協力も得ながら、必要に応じて、学校や市町教育委員会と連携・対応します。
- 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、専門業者によるネット上での問題のある書き込みの検索・監視等（ネットパトロール）を実施し、現状把握等を進め

ます。

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、インターネット上には誹謗中傷や人権侵害に係る書き込みが見られることから、令和元（2019）年度まで実施していた児童生徒が行った問題ある書き込みの調査に加え、インターネット上のすべての書き込みを対象としたネットパトロールを行い、いじめや人権侵害等から児童生徒を守っていきます。

- 児童生徒のネット利用に関する知識や態度を育成するため、一問一答式の「みえネットスキルアップサポート」と、教職員がインターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等を保護者に周知・啓発するための資料「ネットトラブルから子どもたちを守るために」を県教育委員会のホームページに掲載するとともに、教職員が実施できるよう研修会等を通じて全県的な取組に広げていきます。
- 実態調査結果から、メールやメッセージのやりとりが終わらず、寝不足や勉強に集中できず困っている児童生徒がいることを把握したことから、児童会や生徒会が中心となって、スマートフォンの適切な使用に係るルールづくりに取り組むなど、児童生徒の主体的な取組を推進していきます。
- インターネット上の人権侵害をなくし、子どもがネットモラルやメディアリテラシーを身に付けられるよう、インターネットと人権に関する学習を推進します。

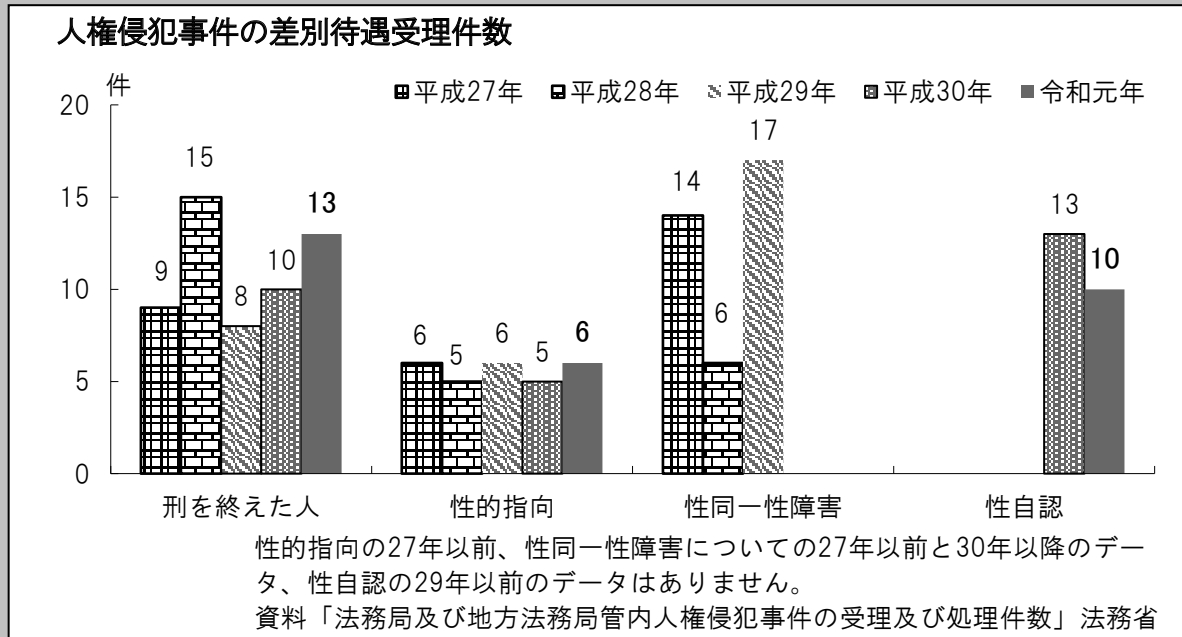
（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 410

さまざまな人権課題

（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

■ データからみた状況



データに関するコメント

令和元（2019）年の法務省人権擁護機関の人権侵犯事件における差別待遇受理事件数は、新規救済手続開始 15,420 件のうち、刑を終えた人が 13 件、性的指向が 6 件、性自認が 10 件でした。

1 県の主な取組状況（令和元（2019）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

- ① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組
- ② 自殺者やニート・ひきこもり等、人権と密接に関わる社会問題への取組
- ③ 性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）への取組
- ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

- ・ 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、企業、団体等を訪問し、活動状況の収集・整理を行いました。今後も、民間の取組等を幅広く情報収集することが必要です。〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕
- ・ 人権に関する県民意識を把握するため「人権問題に関する三重県民意識調査」を9月に実施しました。今後も、人権に関する県民の意識について把握していく必要があります。〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。〔イ

ンターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター]

- ・ 平成 28（2016）年に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、3月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国および地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。これを受け、県においても、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動やこころの健康に関する講演会の開催等に取り組みました。
三重県自殺対策推進センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。また、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 高齢又は障がい等を有する矯正施設の入所者が、退所後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあっせん、福祉サービス等に係る申請支援等の援助を行いました。〔地域生活定着支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ ひきこもりの方への支援として、専門相談の実施や家族教室や家族のつどいの開催、また、支援者への人材育成としてスキルアップ研修会や支援者ネットワーク会議の開催等に取り組みました。〔ひきこもり対策推進事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 性的指向・性自認に関する人権問題について、人権センターにおいてパネル展示を行うとともに、地域防災総合事務所主催の啓発セミナーでも取り上げ、理解を深めるための取組を進めました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14市、多気町）の生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。〔生活困窮者自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

（2）さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組

- ・ さまざまな人権問題への正しい理解を図るため、パネル展示やパンフレットの配布を行いました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ アイヌ文化活動アドバイザー等を招き、「ウポポイ～一人ひとりのイフンケが尊重される世の中に～」と題しアイヌの人々に関する県民人権講座を開催しました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ L G B T（注）をはじめとする性の多様性に関する理解促進を図るため、県民向けに映画上映イベントや企業向け研修会などを実施するとともに、平成 30（2018）年度に作成した県職員向けガイドラインについて職員研修等での周知を図るなどの取組を進めました。
〔理解促進事業、ガイドライン周知／環境生活部人権課、ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 学校において、人権教育が総合的に進められ、三重県人権教育基本方針が示す、学校教育としてその解決に向けて取り組むべき人権問題に対する学習が積極的に行われるよう、教職員の人権意識や実践力を高めるための指導資料「人権教育サポートガイドブック」を作成し、公立学校に配付しました。〔指導資料作成事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ さまざまな人権問題に対する取組を進める視点や指導内容等を示した「人権教育ガイドライン」をホームページで公開するとともに、教職員を対象に、人権学習教材や人権学習指導資料の活用を促進するための研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人など要配慮者の視点を取り入れられるよう、避難所単位の「避難所運営マニュアル」の作成支援に取り組みました。〔地域防災力向上支援事業費／防災対策部防災企画・地域支援課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行う「災害時語学サポーター」を養成する研修と、災害時の情報提供に特化した図上訓練を開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、写真展開催、ラジオによる啓発等を行いました。〔北朝鮮による日本人拉致問題に係る啓発／戦略企画部戦略企画総務課〕
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題等の理解を高めるための学習の実施を促進した結果、小学校43校、中学校12校、県立学校16校においてアニメ「めぐみ」が視聴されました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 人権侵害に対応するための取組の推進

① 人権侵害に対する適切な対応

- ・ 県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。また、人権に関わる相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座（12講座、723人参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権侵害（差別事象）に関わる課題の解決のための取組が適切に行われるよう、学校や市町の教育委員会等に対し指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、課題解決や未然防止に向けて、危機管理マニュアルに基づき指導・助言を行います。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット上にある三重県に関わる差別的な書き込みについてモニタリングを行い、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動を行うとともに、これら差別事象の実態把握を行いました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）LGBTなどへの理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談等に取り組んでいる団体があります。この団体が中心となった実行委員会が、令和元（2019）年10月に伊賀市で啓発イベント「みえレインボープライド」を開催しました。

（事例2）三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、LGBT電話相談を毎月第3金曜日に13時から19時の間実施しています。

（事例3）食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援

を行い、地域の福祉環境の向上と相互扶助の社会づくりに寄与することを目的に活動してするNPOがあります。

(事例4) 地域の子どもたちが気軽に集まれるよう、子ども食堂が開かれています。

(2) 市町の取組事例

- 松阪市では、江戸時代にアイヌ民族と深く交流した松浦武四郎にちなんで、松浦武四郎記念館においてアイヌ文化を紹介する展示や、アイヌ文化体験教室を開催しています。
- 熊野市では、高齢者や障がいのある人等の特に配慮を要する要配慮者が避難できる場所として、福祉施設を福祉避難所として協定を結び、福祉避難所運営マニュアルを策定しました。また、地域の実情や要配慮者、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルを策定しました。
- 志摩市では、「志摩市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例」に基づき、人権施策を総合的・計画的に推進するため、「志摩市人権施策基本方針」を策定し、その方針に沿って取り組みを推進しています。平成30(2018)年度には、LGBT施策に関する庁内ネットワーク会議を設置し、申請書等における不要な性別記載欄の見直しを行い、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで明るい住みよい都市を実現するため取り組んでいます。

■ 今後の取組方向(令和2(2020)年度以降の取組方向)

- 令和元(2019)年度「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな人権課題の現状と課題認識に取り組むとともに、さまざまな人権課題を正しく理解するために教育及び啓発活動、相談体制の充実に取り組む必要があります。
- 性の多様性についての社会の理解が広がり、LGBTなどの当事者が安心して暮らせるよう「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)」を制定(予定)します。
- 令和元(2019)年施行の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」をふまえ、アイヌの人々の文化や歴史的な経緯や差別の実態、多様性を尊重する生き方に学ぶ人権教育・啓発を、関係機関等と連携して進めます。
- 引き続き、避難所開設訓練やHUG(避難所運営ゲーム)の実施について、市町とともに各地域における取組を進め、「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。
- 令和2(2020)年4月に内閣府が通知した「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」等をふまえ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、「新型コロナウイルス感染症への対策」や「感染対策」、「疾病予防」に関する内容の充実を図ります。

注) LGBT 人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認を限定的にさす言葉。性的指向としては、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)があり、性自認については、身体と心の性が一致しないトランスジェンダー(Transgender)がある。その他、例えば、Q(クエスチョニング:自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティ)、X(エックスジェンダー:男性でも女性でもない性自認を持つ人)、A(アセクシュアル:他者に対して恋愛感情も性的欲求も抱かない人)など、LGBTという言葉だけでは包含できないほど多様な性のあり方が存在する。このため、それらをより包含する言葉として、性的指向・性自認という表記としている。

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組① NPO 法人 Bright Banders(ブライtbanダーズ) (桑名市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり
	人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 202 人権教育の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 401 同和問題
取組の概要	青年による自主活動組織です。同和問題(部落差別)や人権尊重などをテーマに、自分を語る、人とつながる活動を展開しています。

① 自分が出せるなかまをつくることでつながりを広げよう

「高校を卒業すると、自分のことを話す場所や機会がなくなる。話せる場をつくろう。」と4人の青年が深谷教育集会所に集まり、平成29(2017)年1月、青年の会を始めました。翌年には、会の名前を「明るく(Bright)つながりのある者たち(Banders)」としました。活動方針を①つながりを広げる(自分が出せるなかまをつくる)、②人権に対するイメージを明るくする(自分が出せる場所をつくる)、③自分たちが楽しく、魅力的である(自分が出せる人間になれる)とし、現在は15人で活動しています。



そのメンバーである松岡さんは、中学生のときに自分を語ることで生まれるつながりの大切さを感じたことから、教員に向けては「語り合う場を大切にしてほしい」と伝えています。また、子どもたちに同和問題(部落差別)について話すときは、友だちやクラス、家族のこととつながっている「近い話」だと感じてほしいと思って語りかけています。

② 自分たちが楽しく、魅力的であるために

令和元(2019)年9月、地域の祭としてBBフェスタを開催しました。BBフェスタでは輪投げや射的、模擬店や抽選会を企画しました。参加を呼びかけるために、デザインが得意なメンバーがチラシやポスターを作成。小学校からチラシを配付してもらったり、教育集会所へ来ている子どもにも声をかけたりしました。



当日は、多くの子どもと保護者が参加しました。このイベントで多くの高校生や子どもたちと親しくなりました。また、自治会の役員からは、前年度まで実施していた盆踊りをどのような気持ちでやってきたのかを聞くこともでき、地域の先輩の力強さを実感しています。

③ 活動方針(原点)に立ち返りながら進む

講演や行事が続くと、それらをこなすことに精一杯になってしまいます。そんな中でも、自分を語ることでつながることや、自分たち自身が楽しく魅力的であり続けるといった活動方針を忘れないようにしています。今後も、地域の先輩から話を聞く時間を作るなども含め、活動方針に沿った活動を続けていくとともに、メンバーのつながりが切れないようにグループラインを活用し、みんなが「今日は集会所に寄っていこう」と思える活動をめざしています。



Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組② NPO法人太陽の家（桑名市）

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	人権施策 301 相談体制の充実
	人権施策 201 人権啓発の推進	人権施策 403 女性の人権
取組の概要	人権施策 402 子どもの人権	
	月1回の子ども食堂、シングルマザーなどを対象にした相談会・食事会などを開催しています。それらの取組は、子どもたちに様々な人間関係をつくり、安心して子どもを育てられる地域づくりにつながっています。	

① 自分にもできることがあるかもしれない

平成 27(2015)年、代表の対馬さんはDVや虐待の被害者が交流する自助会を開いていました。そこで、子どもの貧困問題にも関心を持ち、報道番組で子ども食堂を知りました。翌年には、雑居ビルの一室に長机やカセットコンロ、IHクッキングヒーターを持ち込んで第一回の子ども食堂を開きました。現在は、桑名市の社会福祉協議会で開催しています。対馬さんは、子ども食堂が子どもにとって安心して過ごせ、居心地のよい場所となることが大切だと言います。子ども食堂では、野菜を切る、会場設営をする、食事前の1時間程度のプレイベントをする、片付けをするなど、さまざまなボランティアがいます。自分にできることをできる範囲で、楽しみながら活動しています。



② 横のつながりと縦のつながり

子ども食堂は、子どもが幅広い世代の人と出会い、人間関係を築く場となっています。子どもの頃から利用してきたある高校生が弁当を持っていない同級生を誘ってくるなど、横のつながりも生まれています。また、子ども食堂で育った子が成長して大学生となり、現在の子どもたちに関わるといった縦のつながりも生まれています。



③ 安心して本音が話せ、互いに支え合える居場所づくり

太陽の家では、シングルマザーと子どもを対象に相談会・食事会を月1回開催し、安心して本音が話せ、互いに支え合える居場所づくりをめざしています。また、シングルマザーが一人でも安心して子どもを育てられる社会をめざし、プレシングルマザーの会も開いています。参加してもらいやすいよう、太陽の家のフードバンクのストックから、必要としている人が必要なものを持っていく、「フードパントリーピックアップ」とあわせて開催しています。

太陽の家では、さまざまな取組を通して、子どもが生まれた環境で選択肢が限られない社会をめざしています。そのためには、行政や民間団体、個人がそれぞれの立場で子どもの育ちを支えることも大切だとも考えています。



Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組③ ワールドキッズ（鈴鹿市）

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 406 外国人の人権
取組の概要	毎週土曜日の午前中、子どもの学力補充や日本語習得を目的に活動しています。住民ボランティア、市職員、鈴鹿国際交流協会の職員が運営しています。

① 共生社会の実現をめざして

牧田コミュニティセンターを運営する牧田地区地域づくり協議会には、共生社会の実現をめざす多文化共生委員会があり、ワールドキッズを重要な活動と位置付け、支援しています。

ワールドキッズでは、近隣の小学生、ブラジル人学校の子ども等が学力補充や日本語習得を目的に参加しています。国籍は、ブラジル、スリランカ、韓国、ベトナム等です。学力補充では、宿題を中心に取り組んでいます。子どもたちの日本語の習得状況が違うので、一人ずつ基礎から定着することをめざしています。就学前の子どもはひらがなや数字を学んでいます。



② 子どもの成長が学習支援ボランティアのやりがいに

退職教員や市職員等地域住民が担う学習支援ボランティアは現在7人です。子どもたちの状況に応じ、声かけを工夫し、やる気のスイッチを入れるようにしています。ワールドキッズに参加することで、学習習慣がついた子どもや、マンツーマンで関わってもらえることで学習意欲が出た子どももいます。子どもの成長が学習支援ボランティアのやりがいにつながっています。



③ 子どもたちに確かな力を

学習支援ボランティアは、ブラジル人学校の子どもに日本語を教えた経験がなかったり、就学前の子どもへの教え方がわからなかったりする中で、一人ひとりのニーズに対応する支援を模索し、実践しています。「子どもたちが来ているのに、やめられない。ここがあるので助かっている保護者がいるし、ここで勉強したいと思っている子どもがいる限りは続けたい」と話します。

ワールドキッズは約20年、活動が続いています。入管法の改正で在留資格のとらえ方が変わり、今後、ますます外国人の定住者は増えると考えられます。今後も、学習支援ボランティアをさらに増やし、参加する子どもたちのニーズに対応していくとともに、学習支援ボランティアが三重県国際交流財団等の研修への参加や、他地域の学習支援活動や専門家から支援の方法を学ぶことで、子どもたちに確かな力をつけていきたいと考えています。



Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組④ NPO法人三重ダルク（鈴鹿市）

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 407 患者の人権
取組の概要	経験を話し合うことで、自尊感情を取り戻したり、野菜作りや音楽等の表現活動を充実させたりして、人生を主体的に生きることに取り組んでいます。

① 誰も孤立させたくない

代表の市川さんは、三重ダルクを平成11(1999)年に設立しました。それまでは名古屋ダルクに関わっており、「三重にもダルクが必要だ」と感じていました。三重ダルク設立当時は、建物の一室で訪問者や電話相談に応じたり、相談者と生活したりしていました。市川さんは「誰も孤立させたくないと思い、とにかく必死でした」と当時を振り返ります。

② 薬物依存にはわけがある

平成15(2003)年には「刑事施設及び受刑者処遇法」（旧監獄法）が改正され、三重ダルクは薬物依存がある人の社会復帰に向けた民間協力者として回復支援を始めました。薬物依存の背景には、貧困・いじめ・虐待、社会問題等があります。また、多くの依存者には虐待経験があることから、薬物依存からの回復の取組は、社会問題等の被害で奪われた自尊感情や他者への信頼を取り戻すことからと考えて、取り組んでいます。



③ 生きるためのコミュニティとして

三重ダルクでは毎日、午前・午後に自身の経験を語るミーティングを開いています。そこで自分の経験を話すことは、自己を客体化して理解し、自分を大切にすることにつながります。また、経験を話したことが、別の人語りだすきっかけとなり、そのことが話した本人の自己有用感や自己肯定感につながっています。中には、話すことが苦手な人やフラッシュバックを起こす人もいることから、ミーティング以外でも野菜作りやライブハウス「漂流劇場」で音楽による自己表現にも取り組んでいます。



現在、三重ダルクには20~30人が通っています。自分で好きな色や形の自転車を選んで購入し、それに乗って仕事や学校などに向かいます。自分で選んだ自転車のペダルをこぐたびに自分の人生を生きていることを実感しています。夕方、三重ダルクでのミーティングが終わると、各地の自助グループの集まりに向かう人もいます。薬物依存の経験がある自分を語ることから始まるつながりが、地域にも広がっています。



NPO法人三重ダルク ● 電話059-222-7510 電子メール miedarc@zc.ztv.ne.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑤ 三重県文化会館（津市）

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 405 高齢者の人権 人権施策 407 患者の人権
取組の概要	「介護を楽しむ」「明るく老いる」の2つを軸に、超高齢社会を豊かに生きることをめざして演劇を創造しています。

① 劇場だからできること

平成 24(2012)年施行の「劇場法」には、文化施設が地域コミュニティの創造と再生への活動を担うことで、地域の発展を支えることへの期待が盛り込まれました。

平成 29(2017)年、三重県文化会館は、俳優であり介護福祉士でもある菅原さんと、「介護を楽しむ」「明るく老いる」とテーマに演劇を活かした社会参加や課題解決の取組を始めました。



② 学ぶことで変わる

平成 29(2017)年の初年度は、介護職員や専門学校の教員・生徒、認知症の人とその家族、子どもたちに向けて、ワークショップを開催しました。また、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、講演会、体験講座も三重県文化会館内で行いました。加えて、公募による演劇を創造しました。参加者は高齢者や介護家族、認知症当事者等でした。まず、3回連続の体験講座を行い、「老いをポジティブに捉える」をテーマにCM作りに取り組みました。

平成 30(2018)年度は公募を広げ、演劇集団「老いのプレーパーク」を結成。半年間の体験講座の後、「老いたら遊ぼう！老人ハイスクール」を12月に上演。舞台容は廃校を再利用した老人ホーム。入居者たちが恋や非行などを経験していくというものでした。当日はホールのロビーで納棺体験や遺影撮影、楽器演奏、介護に関する展示も行いました。



令和元(2019)年度は、参加者のエピソードを交えてバージョンアップした「老人ハイスクールDX」を上演。練習を重ねた劇団員の中には、演じることが生きがいになったという人もいます。

③ 超高齢社会を豊かに生きるために

介護や老いに向き合う人の中には、不安やマイナスイメージを抱く人がいます。三重県文化会館は、演劇には、価値観の転換を図る力があると考えています。また、演劇に参画することで、これまで経験したことがない役割を演じて気づくことや、「やればできる自分」に出会う経験を大切にしていきたいとも考えています。

芸術活動を通して、固定的な価値観から解放され、多様なとらえ方ができるようになることが、多様性を尊重するとともに、超高齢社会を豊かに生きることにつながります。



Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑥ NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク (伊勢市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 402 子ども
取組の概要	地域ぐるみの子育て支援や児童養護施設入所児童の学習支援等を行っています。また、大人が子どもの権利を保障するための研修にも取り組んでいます。

① すべての子どもたちに自己肯定感を

昭和 48(1973)年、子どもたちが健やかに育つことを目的に「伊勢こども劇場」を設立しました。平成 11(1999)年には子どもたちが自己肯定感を持って育つことをミッションに「三重みなみ子どもネットワーク」としてNPO法人化しました。

自己肯定感は、自分らしく生きることにつながるとともに、失敗をした時もそれを糧にして成長する力になります。代表の秋山さんは、子どもの自己肯定感を育むためには、子どもの権利を尊重することが不可欠だと話します。



② お互いさまの地域づくり、となり近所の助け合いを地域ぐるみで

「三重みなみ子どもネットワーク」では、子育て支援の依頼会員の要望に応じて、支援する提供会員を紹介し、保育所等への送迎、早朝・夜間等の緊急時の預かり等を行うファミリーサポート事業に取り組んでいます。また、要支援の高齢者を対象に通院や買い物等の支援等を行うシニアサポート事業や集団託児事業、子育てに悩む家庭を週2～3回、2人1組で訪問する育児・家事支援事業にも取り組んでいます。加えて、児童養護施設入所児童への学習支援事業を週1回行っています。児童養護施設の子どもからは、「施設の先生はみんなの先生だけど、サポーターさんは私だけのために来てくれる。私のやりたい学習を聞いてくれるから、意欲が湧く」という声が聞かれます。



③ 大人の変革こそが大切

提供会員の資質向上研修にも力を入れています。研修では、子どもの権利を尊重することや子どもの心身の発達や栄養、子育てを取り巻く環境等について学びます。また、提供会員らが悩みを一人で抱え込むことがないよう、支援活動のふり返りも行っています。ふり返りでは課題を共有し、その解決策を考え合います。

提供会員の中には、「子育てを助けようと思って始めたけど、何だか自分が育ててもらっているみたいです。喜びをもらっています」と言う人もいます。「子どもの権利を基軸に据えて子どもとの関わり方を見直すと、結局、大人の主体が育つのです。そのうえで子どもと関わるから、子どもの主体も育つと考えて取り組んでいます。」と秋山さんは話します。



NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク連絡先 ● 電話 0596-28-5692 電子メール kodomo21@amigo2.ne.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑦ 就労継続支援A型事業所 すまいるしーど (熊野市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 404 障がい者の人権
取組の概要	地域に根ざした事業所として、店舗、配達等の弁当販売を積極的に行っています。 また、新聞配達にも取り組み、地域の生活の一部となることをめざしています。

① 地域に根ざした事業所を熊野に

代表の大谷さんは平成 27(2015)年まで、尾鷲市の就労継続支援 A 型事業所に勤務していました。大谷さんは「熊野にも A 型事業所を」というニーズを受け止め、すまいるしーどを設立。そこでは、月～土曜日に弁当の製造販売をしています。その業務は、利用者が作業内容や仕事のやりがいを理解しやすい上に、食に関わる業種ということで、地域の方々の生活に関わることができるメリットがあります。



すまいるしーどでは、利用者一人ひとりに応じた作業を考えて、仕事を任せています。また、曜日ごとにメニューを固定し、利用者の混乱を防いでいます。弁当は、店舗で販売するとともに、公的機関などでも販売しています。弁当販売後の午後は、3人で約 100 軒の新聞配達にも取り組み、利用者が地域を知り、地域の方々にも利用者や事業所を知ってもらうことにつなげています。また、新聞や弁当の配達は、地域の高齢者等の見守りにもなっています。

② 地域で循環していける事業所に

現在の利用者は 11 人です。利用者の特性や願いに添った働き方ができるようにしています。利用者は、バスや自転車で通勤しており、公共交通機関の地域的な事情等もふまえ、柔軟な就業時間を設定しています。

募集時の面接では、就労についての不安や希望を聴きとっています。また、働き始めてからのアセスメントも欠かしません。また、一般就労への移行希望者には、必要な知識や能力を身につけられるようにし、1年に一人の移行を図ることで、新たな利用者を募り、そのことが地域での循環につながればと考えています。



③ 「みんなのマルシェ」でネットワーク化を

東紀州地域には 11 の A 型事業所があります。それらが集まって年 4 回のバザー、「みんなのマルシェ」を開催しており、これまでに 20 回を超えました。

「みんなのマルシェ」の企画会議では、事業所職員の悩みや課題等を話し合っています。地域の事業所のネットワークが構築されることで、各事業所の安定した運営につながると大谷さんは考えています。



A型事業所 すまいるしーど 連絡先 ● 電話 0597-85-4225 電子メール m.smile@lfff.jp